

(第一類 第八号)
衆議院第百五十六回国会農林水産委員会

二八八

平成十五年五月十五日(木曜日)
午前九時二十六分開議

午前九時二十六分開議

政府参考人
(農林水産省大臣官房統計) 情報部長 山本 領君

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一

す。

出席委員
委員長 小平 忠正君

政府参考人
(農林水産省総合食料局長)
西藤久三君

理事	理事	理事	理事
二田	鮫島	大和君	稻葉
白保	青山	孝治君	
石田	台一君	宗明君	理事
岩崎	丘君	理	理事
忠敏君		事	
夫吉			
理事	理事	理事	理事
松下	樋崎	金田	英行君
山田	欣弥君		
岩倉	正彦君		
荒巻	隆三君		
尾山			
博文君			
弘志君			

須賀田菊仁君
（農林水産省生産局長）
政府参考人
（食糧厅長官）
政府参考人
（水產厅長官）
和田 一郎君
木下 寛之君
石原 葵君
農林水産委員会専門員

委員の異動
五月十五日
辞任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

農林水產大臣	龜井 善之君
農林水產副大臣	北村 直人君
厚生労働大臣政務官	具能君
農林水產大臣政務官	渡辺 勝一君
政府参考人	熊谷 市雄君
(外務省大臣官房審議官)	鈴木 康一君
政府参考人	田原 南
(厚生労働省医薬局食品安全課長)	俊作君
健部監視安全全課長	文夫君
政府参考人	政府参考人
(農林水產省大臣官房長)	政府参考人

第一類第八号 農林水産委員会議録第九号 平成十五年五月十五日

この基本法の趣旨を受けまして、食品安全業務それが組織、両面にわたって見直すことが必要ではないかということで、食品の安全業務の関係ではHACCP法でございますとかトレーサビリティー法、あるいは関係法令の整備に関する法律案、そういったもの等を出させてもらっている。他方、こうした実体法によりまして整備されました事務、これを円滑に実施していかなければいけないということで、今回、設置法の一部改正におきましては、まず第四条の所掌事務ということで、十四号におきまして、農林水産物の生産過程における食品の安全性の確保に関する事務、これを我が省の所掌事務ということで明確化させていただいたとすることが一点でございます。それから、地方におきましても、こうした食品安全に関するリスク管理体制ということで、地方農政局のもとに地方農政事務所を設置したい、こういうことの中身ということで出させておりますので、関連があるのでないかということです。

て、しかも、食糧庁廃止で新しい米の政策を転換するというような大事な変革を、何かそれに便乗してやるような法律の位置づけでは私はないと思うので、もう少し、これは皆さん方が仕事をやる、情熱を持って日本農業の再生をやつてもらわなきゃいけない。我々ももちろんそうですけれども、日本の農政をやる農水省の官僚の皆さん、大事な大事な一番基本的な法律なんですよ。皆さんに情熱を持つて日本農業の再生をやつてもらわなきゃいけない。理由は理由としてあつたわけですね。

そこで、今も答弁にございました、消費・安全局ですか、この設置はまさに政令事項でありますから、リスク管理をやるのですけれども、実は設置法を変えないでやるわけですね、そして食品の安全に関する体制をつくる。農水省としては、どうしてもこれは設置法を変えなければいかぬ、こういう理由は理由としてあつたわけです。

これもちょっと私なりの想定をすれば、食糧庁の役割、任務の終えんという問題がある。実際にタイミングがよかつた。何とかしなければならない、それで、渡りに船ということで組織改編をやつたんじゃないのか。つまりタイミング的に絶妙に食品安全部門ができる、食糧庁のある程度の任務の役割が終焉する、こう絶妙的なことでこの設置法を出されているという印象が強いんですよ。これはどう見たつて。(発言する者あり) BSEを利用している、まさにそななんです。

そこで、私は、食糧庁の廃止は廃止として議論して、これから的主要食糧の体制はどうあるべきかと議論されるべきであろうし、食品安全は食品安全で、これはどういう体制だか今議論しているわけで、それはそれとして議論されねばなりませんが、それが筋だろうというふうに思っています。そうでないと、一体、食糧廃止と食品安全行政の強化はどういう関係があるんですか、国民党はなかなか納得できないですよね。

わかるように、なぜ食糧庁を廃止しなければならないのか、消費・安全局を設置して食品安全行政をやらなければならないのか、これは簡潔で結構ですから、それをお答えください。

○西藤政府参考人 様お答えいたします。

消費・安全局をなぜ設置するのかということでおざいますが、私ども農林水産省、これまで、産業振興と、まさに課題になつておりますリスク管理とが、明確に分離せず実施してきた実態にござります。そういう点で、両者のチエック・アンド・バランスが十分に機能しなかつたという御批判を受けているわけでござります。

そういう状況の中で、昨年の六月の食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめにおきまして、消費者保護や食品の安全性確保の観点から、リスク管理部門の産業振興部門からの分離、強化を行う等、所要のリスク管理体制の見直しということがされたところでございまして、この取りまとめを受けて、私どもいたしまして、食品安全行政の再構築を図るという観点で、省内の産業振興部門を分離しまして、消費者行政とリスク管理業務を一体的に担う消費・安全局を設置するということでお願いをしている状況にござります。

○石原政府参考人 食糧庁を廃止する理由ということでございますが、今回の組織再編では、昨年の六月に食品安全行政に関する関係閣僚会議の取りまとめが行われました。その中で、消費者の健康保護を最優先にいたしまして、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安全に関するリスク評価を行なう食品安全委員会を内閣府に設置する、それから、消費者保護や食品の安全性の確保の観点から、リスク管理部門を産業振興部門から分離、強化するということが決定されたところでございまして、これを受けて、本省において、消費者行政とリスク管理業務を行う消費・安全局を新設することとしたということは、先ほど西藤局長がお答えしたとおりでございます。

一方、これらの見直しに当たりましては、行政の肥大化防止の観点から、スクランプ・アンド・

ビルド、具体的には、食糧庁組織の廃止等既存組織の見直しを行うものとされたことを踏まえまして、食糧庁を廃止することとしたものでござります。

なお、ただいま委員の方から、非常にタイミングよく云々というお話をございました。確かに、食糧庁の組織につきましては見直しが迫られたわけでござりますけれども、我々としましては、御案内のとおり、農産物検査、これは十七年度に民営化するということになつておりました。我々、タイミングとしては十七年度というのがあるのかなというふうに思つていたところでございますけれども、今回こういう関係閣僚会議の取りまとめが行われたということをございまして、我々食糧庁としては非常につらい判断でもあつたわけでござりますけれども、このような決定をさせていただいたということでござります。

なお、これまで食糧庁が担つてまいりました主要食糧業務につきましては、本省では総合食料局に食糧部を設けるとともに、地方農政局及び新設される地方農政事務所に食糧部を設けまして、業務の適正かつ円滑な実施に努めていく考えでございます。

○堀込委員 今答弁ございましたように、もう何回も指摘されているのですけれども、欧米のリスク管理、リスク評価を行なう省庁組織に比べて、今度の食品安全委員会の体制は、五十四名でしたか、極めて弱体だということも指摘をされているわけあります。かわりに、厚生労働省と農水省は既存の権限を結構しつかり守つて、省益を守りながらこの体制の対応を図つたという印象を受けるのですね。

お聞きをいたしますが、食品安全行政は、例えば総合食料局であるとか生産局であるとか水産庁であるとか、どこでもやる話なんですね。そういうところから、産業振興部門から独立して消費・安全局をつくった、今そういう答弁がございました。私は、なぜこれは新しい局なのか。やはり官房へ置かないと、どうもこれは、産業振興部門か

ら独立した、きちんとした行政ができるないんじや
ないか。農業は、消費・安全局は並びの組織では非

○西藤政府参考人 御説明申し上げます。
常にやりにくいと思うし、他の水産庁とか生産局に対しても特別な権限を持っているんですか、消費、安全に対して。

今回の組戯再編

こまつまこと、産業振興

興部明

ら分離独立する形で、消費者行政とリスク管理業務を行う消費・安全局を創設する。ここで、いわばリスク管理部門と産業振興部門の相互の牽制、緊張関係を持たせることも、食品の安全性に関する

する消費者等との情報、意見交換など、いわゆるリスクコミュニケーションを積極的に取り組み、農林水産省における食品の安全性の確保に関する施策の透明性の確保を図っていくこととしております。

この際、先生御指摘の消費・安全局において、産業振興部門が所管している生産者、事業者に対する支援等さまざまな関連施策があるわけですけれども、それについても、国民の健康保護を最優先とした食品安全行政に的確に対応して行われるよう、その指針として、新しい体制の出発に当たりまして、私ども、食の安全・安心のための政策大綱を定めることにより、その指針にのつとて、省を挙げて総合的な体制を整備していくたい。

具体的な例えは取り組みということで申し上げ

ますと、個別いろいろなリスク、カビ毒等、あるいは重金属等の問題もございます、そういう個別問題につきまして消費・安全局が中心になつて、もちろん産業振興部局が関連するわけでございますが、省内に対策チームをつくり、関係する部門もこの対策チームに入つてきて、その決定するリスト方針に従つて業務を円滑に遂行するというところで、私ども、安全行政の徹底が図られるというふうに考へているところでございます。

○堀込委員 産業振興部門から独立した食品安全行政を主としてつかさどるのが消費・安全局、設置されるそこだということですね。ただし、私は、今も申し上げましたように、横並びの組織で

と、やはり検査部とかあるいは会社でいえば監査委員会が「二か黄花び」の部であるような話であつ

委員会などにかかれての苦労あることを語つて、やはり、あるすべての局に一つの指導的な、あるいは監査的な、監督的な、そういう機能が求められるんじやないでしようか、この消費・安全局というのは、そういう意味では、産業振興部門から独立したものとして前の答弁でそういうふ

なハカヒ判断」。決して教説させではござハキ

會わせまして約四千六百人を管理することなる

うに言つているから、そういうことですね。うなづいているから、それでいいんでしょう。

そうするとなぜ局を設置したかと僕は考えてみるんだけれども、本当は官房へ置いた方がいいん

○堀込委員 何かよくわからぬ答弁なんですよね
生産振興部門であるけれども、消費・安全局へ
やつたんだと。中身の仕事が何だかんだと言つて

ます。それから、予算につきましても、一般会計から食管特別会計を合わせまして約一兆円の予算を管理することになるということではございま

だけれども、どうも食糧庁がなくなつて、長官のポストが一つなくなつて、局長のポストを一つ欲しいんじゃないかな。うがつた見方をしたくなるんですよね、これ。そうだそだとみんな言つていますから。つまり、そういう感を持たれる。

いましたけれども、よくわからぬ。要するに、適当におつつけたという感じがするわけです。もう一つ意地の悪い質問をしておきますが、今まで農村振興局とか水産庁には次長制度があつたんですね。特に農村振興局の次長ボストンというの

このように、総合食料局は、従来に比べまして事務、組織、定員、予算面においていずれも大幅に拡大されるということから、局長の管理機能全般的に補佐、強化するという観点の次長を置くことにしたものです。

それでは、今度は消費・安全局へ、生産局から植物防疫と衛生課、家畜伝染をやっている衛生課をそつちの局へ移すわけですね。これは、そもそもも植物防疫法に基づいた植物防疫をやるところであり、家畜伝染予防法に基づいてやる課なんですね。つまり、この両法律には、農業生産の、畜産振興などかそういうことが目的に書いてあるわけです。生産振興の目的に書いてある課をわざわざ消費・安全局へ持つていつて、生産振興と分離した機能だとなぜ言えるんですか。

は技官の最高ポストみたいな話ですとあつた最近また変わつてゐるようです。今度、これ、何かどさくさに紛れて、総合食料局にまた次長を置くようになってゐるんですが、これはなぜですか行政改革の今の動向に、何かどうもいろいろ新らしい局を設置して、局長をつくつたり、また次長もつくつたりとか、よく見ると非常にうまくやつているんですよ、皆さん。どうですか。

○石原政府参考人 総合食料局になぜ次長を置くのかということでござりますけれども、今回の紛

我々、組織要求のときには総務省行政管理課と折衝するわけでございますけれども、簡単なとでは総務省は設置を認めてくれません。我々は他の局、他省庁の例を参考にいたしましたけれども、総合食料局の事務が、これまで次長が設置されている他省庁の局、そういうものと比べまして遜色ない、あるいはそれ以上のものだということでこういう次長の設置が認められたたうふことで理解しております。

○須賀田政府参考人 植物防疫、家畜衛生。海外から家畜疾病だとか有害病害虫の侵入を防止する、あるいは、国内では病害虫防除だとか家畜産業の振興と染病の予防、蔓延を防止する。目的は、先生おっしゃるよう農畜産業の振興とすることが第一

合食料局の組織再編、事務の出入りがござります
従来、総合食料局でやつていた業務につきまして
一部の業務が他の局へ行く、また食糧庁が担つて
おりました主要食糧業務が総合食料局に入るとい
ふことで、全体といたしまして、一つは、食料の

そこで、今度食糧庁組織の廃止に伴つて、この食糧庁の定員を向こう十年以内に三千人減らす主要食糧部門を三分の一に削減する、こう言つています。今現在、八千八百四十三名いる定員を

義的目的でございます。これははつきりして いる
わけでござります。

ただ、この業務を見ますと、植物防疫業務は、
薰蒸をしたり、あるいは国内で病害虫の防除のた
めに農薬を使用する。あるいは、家畜衛生業務で
は、結核みたいな人畜共通伝染病の予防、あるい
はエボラ出血熱の侵入防止のための猿の検疫、こ
ういう業務はやつておりますし、そもそも本来的

安定供給の確保に関する政策の企画立案、それから食品の流通の改善及び調整に関する事務、それから食品産業の振興に関する事務、こういうものと、それから、米麦の需給及び価格の安定のための需給の調整、政府備蓄の運営、国家貿易に関する事務等のいわゆる主要食糧事務、こういうものをあわせてつかさどることになるわけでございます。非常に広範な業務を担当するということです。

つまり五千八百人ないし六千人に減らす、十年後ですか、こういうふうにしているわけですね。これは将来的には、平成二十四年には主要機能を担当する人員が約二千人、食品安全を担当する人間が四千人弱、三千九百人、こういうふうなにするんだ。こういうふうにお聞きをしていまが、これはどうなんですか、なぜ実はこういうう制が必要なのか、なぜこのぐらい減らすのか。

つまり、何か根拠があつての話じゃなくて、大変アバウトな数字が最初にあって、仕事というのは後からついてくる。考えていくみたいな感じを受けるわけですね。民間企業だと、新しい事業はこうだとか、古い事業はこういうふうに要らなくなつたとか、きちんとしたことをやるんですけれども、これは何かありますか、先に人員があつて、後で仕事を考へるんですか、何か根拠があるんでですか。

○石原政府参考人 食糧事務所の定員の問題でございますけれども、ただいまお話をございましたように、昨年十二月二十二日の、総務省が取りまとめた「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」という文書、その中で、食糧事務所の定員につきましては、現在の、十四年度末の食糧事務所の定員八千八百四十三人は向こう十年以内に約三千人の削減を目指す、そのうち、主要食糧部門に従事する定員五千八百九十六人については、向こう十年以内に三分の一程度まで縮減するというふうにされたところでございます。

この基本的な考え方方は、非常に細かな点がありまして、なかなか御理解いただけないかもわかりませんが、食糧事務所の定員につきまして、主要食糧部門と、それからリスク管理、消費者対策関係部門、こういうふうに二つに分けまして、主要食糧部門につきましては、現在、第十次の定員削減計画というのを実施しておりますが、若干の年数が残っておりますし、その残された期間は第十次定員削減計画と同率の定員削減を目指すということが基本にございます。

それから、後者、すなわちリスク管理、消費者対策関係部門につきましては、一般の行政機関と同率の定員削減を目指す。すなわち、年率一%で削減するということがこれまでの定員削減のいわばルールでございますが、そういう観点から、リスク管理部門については毎年一%削減する。

先ほどちょっと数字は申し上げませんでしたけ

れども、主要食糧部門につきましては、これまで五年間で一九・三七%。四%弱の定員削減をするというのがこれまでのルールといいますか、定員削減で決まっておつたわけでございます。それを延長させた。それから、リスク管理、消費者対策部門につきましては、一般の行政機関と同じように一%ずつ定員削減をする。そういう考え方で、それを基本上にいたしまして、この定員削減の数字が決まったということでございます。

○堀込委員 食糧事務所に応じて定員削減をやるべきだとおっしゃいましたけれども、役所というのは、そういうことからしますと、なかなか定員削減に応じないということもありますけれども、総務省の方では、まず数字を具体的に示す、それに合わせて、外部への委託とかあるいは業務の合理化、そういうのを進めていつて定員削減をするという考え方になつておりますので、そういう考え方のもとにこのような定員削減の数字が決められたものというふうに理解しております。

○堀込委員 この食品安全行政につきまして、今まで食糧事務所があつたから、食品安全も、地方農政局の下にさらに地方農政事務所をつくって地方の出先までやろう、こういう法律になつているんですよ。一体そこまでやることが必要なのかどうかという議論をしなきゃいかぬ。そこで大臣にお伺いしたいんですよ。

安全基本法では、國の責務もありますが、地方公共団体の責務、あるいは食品関連事業者、あるいは消費者が果たすべき役割などもちゃんと決めているんですよ。地方公共団体の責務というのは、その区域に応じた施策を策定し実施しなければならない、こういうふうに明確に定めておるわけであります。

○堀込委員 このような役割分担は、リスク管理業務のうち、全国的な統一性を確保する観点から國の関与が必要不可欠なものや、広域的な観点を必要とするもの、あるいは政策目的から重要性の高いものなどは、國の本来果たすべき役割について重点化し、國が担当し、都道府県は住民に身近なリスク管理業務を担うというものでありますし、地方自治法の考えにも沿った適切な役割分担、このように認識をいたしております。

○堀込委員 このように、リスク管理業務の執行に当たりましては、國と都道府県の適切な役割分担のもとで、今後とも双方が協力をしていくことが重要なことではなかろうか、このように考えております。

○堀込委員 多分これは、大臣就任前に、官房長を中心、きっと総務省と詰めながらつくつた法律だと思いますから、今の答弁に関連して、私は、例えば雇用問題というのは真剣にしつかりやらなければなりません。しかし、将来の姿まで、出先の機関をつくつて、國家公務員が関与していくよという姿を今決めてあります。

行政改革を進める、できるだけ中央省庁をスマム化する、そして、地方分権ができるだけ進めて地方に権限や財源を移譲していく、これがやはり基本だと思いますし、小泉総理の基本路線は、彼はよく言いましたけれども、民間でできることは民間でできることは地方に、こう言つています。なんですが、なぜ、今度の食品安全行政で、農水省だけが地方農政事務所の出先までつくつて、県や市町村の仕事の分野まで国家公務員がやらなさやならないか。この辺はいかがでしようか。

○亀井国務大臣 農林水産省におきますリスク管理制度につきましては、國と都道府県との役割分担、従来から原則として、國が広域性の観点や安全性の確保の観点から重要な事業者に対する指導あるいはまた監督を、そして都道府県はその他の一般事業者に対する指導監督を担当するというようになります。これは市町村に任せられない、これだけは都道府県に任せられない、國民が納得できる事業というのはあるんですか。どうですか、官房長。

○西藤政府参考人 今回設置を予定しております地方機関である地方農政事務所におきましては、農林水産物の安全性確保に関する事務のうち、從来からの國と都道府県の役割分担の考え方に基づきまして、広域性のある事業者、あるいは安全性確保を図る上で重要な事案に係る事業者等に関する指導監督を行う事務を担当させることといたします。

○堀込委員 具体的には、リスク管理の実施状況に関する監視指導ということで、農薬等の生産資材の販売、使用実態に関する指導、今回新たに導入します牛のトレーサビリティーに関する監視、指導等を行うこととしておりますし、さらに、このほか食品表示の監視業務につきまして、もちろん都道府県との役割分担のもとで、地方農政事務所では店舗調査等を通じた食品の品質表示の実施状況の確認、事業者に対する指導及び改善状況の確認、さらには表示義務違反が疑われる食品関係事業者等に対するJAS法に基づく立入検査等を実施することといたしております。

○堀込委員 つまり、県と市町村と連携をとつて同じ仕事をやる。國は広域な事業者をやるというような話ですな。同じ食品安全検査を現場でやるんだけれども、ジャスコとか全国展開するところ

は国が、地方農政事務所がやつて、魚屋さんと内屋さんは県や市町村がやる、こういう話ですか。何だかこれは、国民から見たらそんなことは理解できない。

地方農政局というのがあるんでしよう。例えば、JAS法でも大体局があれば広域事業者はできること、ほかの法律でも販売業者と消費者とのところは自治事務になつていて、この設置法だけは自分でみんなやりますと書いてあるんですね、地方とは連携をとるとは書いてあるけれども、何か横並びの法律としてもどうも筋が通っていないし、整合性がとれていないし、やはり将来的には大いに検討する余地があると思うんですが、それ以上の答弁はできないですか。では、これは指摘をしておきます。

同じ話が統計事務所の話でもあるんです。本省の統計情報部を改組し、十八年度に地方農政事務所と統合して統計・情報センターにする、こういうふうにしているんですけども、これは食品安全全の法律とは関係ないですね、もちろん。それと、このスピードの時代に十八年度までかかるという理由は何ですか。二つ答えてください。

○山本政府参考人 お答えいたしました。

今回の私どもの組織の再編と食品安全行政の見直しとの関係についてでございますが、私どもの今回の組織の再編におきましては、農林水産政策全般の改革が進められる中で、新たな農林水産政策への国民の理解の醸成の促進でございますとか、食料の安全、安心に関する情報の国民への提供を行なうということのために、総合的な情報の受発信機能の拡充強化が急務であるという認識をしております。こういうことから、全国をカバーいたします統計情報組織の広域的なネットワークを活用しまして、国民との間の情報受発信の強化を具体的には、一つは、本省に省全体の情報関係業務を……（堀込委員「それはわかっていますので、短く。十八年度までかかる理由というのだけでいい」と呼ぶ）はい。

もう一つの、なぜ十八年度からなのかということでおざいますが、今回の組織改正におきましては、平成十五年度において、一つは食糧事務所を廃止しまして、食品リスク管理業務と主要食糧業務を担う地方農政事務所を設置するということ、それからもう一つは、地域における情報受発信業務の強化を図る観点から、統計情報事務所とその出張所を統計・情報センターとして位置づけることとしているところでござります。さらに、中央省庁等改革基本法の考え方方に沿つて、先生御指摘のように、平成十八年度に地方農政事務所のものと統計・情報センターを位置づけるということにしておるわけでございます。

しかしながら、地方農政事務所と統計・情報センターの統合につきましては、平成十四年度末におきまして、食糧組織で約八千八百名、それから統計情報組織で約五千四百名を擁する両組織の統合となります。その円滑な実施を確保するために人事管理でございますとか適切な業務運営の確保等、これに十分配慮した準備期間を設ける必要があるというふうに考えております。

このため、平成十五年度におきましては、まず地方農政事務所の設置と統計・情報センター化を行ない、その円滑な実施を確保した上で、地方農政局のもとで両系統の統合準備を進め、平成十八年度において両組織の一本化を図るのが適切であると考えたものでございます。

○堀込委員 要するに、役所の機構改革というのは時間がかかるんですね、これは、経済事業を行なつておられるわけですから、これが、なかなか難しいとおっしゃるんですね。

○山本政府参考人 お答えいたします。

先生御案内のとおり、農林水産分野におきます調査の実施に当たりましては、一つは、農林水産業は地域的に広範に分布し、また自然環境の影響を受ける産業であるということがござります。さらに、農林漁業者の経営内容なり規模等も多種多様であるということ。さらに、一般に記帳の習慣に乏しいということがござります。

さもなくば、大きな二つ目としまして、調査内容が国費の支出や農家の経営に直結する政策決定に直接いられることがから、全国統一的に迅速かつ正確に把握する必要があるといった理由がござります。こういったことから、職員による調査の比重が相当程度の水準となつてている状況でございま

す。

しかしながら、調査の性格や利用目的等によりまして、可能なものについては先生御指摘のような調査員調査化を進めておりますし、平成十四年度においても、作物統計調査のうちの野菜、果樹、花卉の調査、あるいは牛乳製品統計調査のうち、年回全工場を対象にその施設の状況等を調べております基礎調査というものがございますが、こういったものについては調査員調査化したところ

うに五千三百人、二百六十六カ所ですか、もうちょっと多いんですか、二百七十七カ所、これだけ出先を持つてやっているんです。

ほかの省庁は、例えば経済指標や物価統計などでございますが、今回この組織改正におきましては、都道府県や市町村の統計でやつたり、あるいは民間の調査機関に任せたり、いろいろやつていらっしゃるんですよ。農水省だけが末端の統計業務を自前で国家公務員がやらなきゃならぬ、これからもやつていくという理由がよくわからないんですね。私は、そういう意味では、なぜ市町村には任せられないのか。農水省が国家公務員を抱えながら、出張所を抱えながら、膨大な経費をかけて出先までやらなきゃならないか。簡潔に答えてください。

○堀込委員 いろいろあつたんですが、国民から見て、要するに二百六十六カ所の出先と五千人の国家公務員を抱えてやる統計調査といふのはこれからも必要ですかということに納得できる答弁にはならないですね。やはり、そういうことは地方に任せるとか民間に任せるとかができるだけやつていくという姿が必要だ。

私は、何でも今の雇用環境をがちやがちやにしてしまえと言つてゐるわけではなくて、きょうは最後に申し上げたかったんですけれども、国内の農業生産物の食品安全についてはできるだけ県や市町村に任せる、そして、輸入食品については、もう四兆円も、世界一の輸入国ですから、六十何%も輸入しているこの輸入食品の安全管理に国が一生懸命人員を配置するとかそういうことをやつていく。そういう流れにすべきではないか、こういふふうに思います。

ちょっと大臣にも質問したかったんですが、時間が来たので。

そういう意味では、役所が今までの、戦中から戦後の食料不足の時代の仕組みやそういうあり方を忘れて、新しい時代の農業を、あるいは農政を切り開く。既得権益や既得の組織をやはり脱却しながら新しい時代を開いていく。やはり霞が関の視点を変える、超える。そういう発想が必要だと思つておりますが、もし所見がありましたら、一

○龜井國務大臣 今御指摘のとおり、いろいろ国際情勢また国内の情勢も変わつてくるわけでありまして、これに的確な農政というものを進めなければならぬわけでありまして、今いろいろ御指摘をいたいたい点につきましても、国、地方あわせてその努力をしていくことが必要なこと、このように感じておる次第でございます。

○堀込委員 終わります。

○小平委員長 次に、齋藤淳君。

○齋藤(淳)委員 民主党の齋藤淳です。

関連諸法の中、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

○堀込委員 最初に、大臣に伺います。

今回の法律改正の目的は、提案理由にもござりますように、食品の安全性の確保に万全を期するためということと、もう一つは公益法人改革、以上二点だと理解しています。

食品安全性の部分については結構ですので、公益法人改革の部分についても、なぜ飼料の安全性が問われるのか、そしてなぜ食品の安

全性が重要なのか、そして最終的にはだれの利益を増進するための法律なのか、以上について、確認の意味で、簡潔にお答えいただきたいと思いま

す。

○龜井國務大臣 今回の飼料安全法の改正の目的、この御質問かと思います。

食品安全基本法案において、食品の安全性確保措置が生産から食品の販売に至る行程の各段階において適切に講じられること、こうされておるわけであります。本法案は、これを受けて、畜産物の生産段階における安全性の確保に万全を期すため、飼料及び飼料添加物の安全性の確保及び品質管理の適正化の徹底、事故発生時における対応措置の拡充、厚生労働省との連携の強化についての所要の措置を講ずるものであります。

具体的には、有害な物質を含む飼料等については、農林水産大臣が販売の禁止に加え、製造、輸入または使用を禁止することとする。有害な物

質が含まれるおそれがある飼料等を指定し、その飼料の輸入についての届け出の義務をつける。いわゆる飼料の基準、規格の設定等について厚生労働大臣に意見を聞かなければならぬこととする等の措置を講ずることとしておるわけであります。このほか、特定飼料等については適正な品質管理等を行う製造業者の登録制度を導入。公益法人に対する審議決定を受け、公定規格の検定について民間企業も実施できることとする等の改正を行なうわけであります。

これらの措置を通じまして、食品の安全性の確保と畜産物の生産の安定を図つてしまいたい。そして、この食品安全基本法案の趣旨に照らして目

的を達成してまいりたい、このように考えており

ます。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

生産段階での安全性とということについて言及があつたことに胸をなでおろしておりますけれども、この点につきましては後ほどもう一度質問申

し上げたいと思います。

そして、やはり食品の安全性ということは、國民の健康を確保するといふことが最終的な目的にならぬのかと思ひますけれども、その点に関しましては明確な言及はございませんでしたが、最近新聞紙上をなぎわせていることの一つに、抗菌性飼

料添加物、これの成長促進効果についての報道がござります。この抗菌性の飼料添加物につきましては、多耐性的の菌が繁殖する原因になつてゐるのではないか、そういうことも疑われてゐるわけではありませんけれども、この問題につきましてはありますけれども、この問題につきましては

いろいろと最初に質問したいと思います。

E.U.などでは、この抗菌性飼料添加物の使用を抑制する方向にあるようです。特に、成長促進目的でのこの添加物を使用する、これは抑制する議決

もなされているようであります。この抗菌性の飼

料添加物の使用が問題になるのはどのような理由に基づくものか、現在の認識をお尋ねいたしたい

と思います。

○須賀田政府参考人 抗菌性の物質が問題になり

ますのは、これを投与して耐性菌といふものがで

きますと、それが抗生物質をその後打ちましても効かない、人の医療上問題になりますと、健康に重大な支障を与えるかねないという問題でござります。

飼料の添加物に抗菌性の飼料添加物がありますと、それが家畜に摂取される、そうすると家畜の中に耐性菌ができる。その耐性菌が食肉等とともに人に食されると、その耐性菌が人にうつるのではないかという懸念が指摘をされているわけ

でございます。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

そこで、平成三年三月、日本科学飼料協会によつて提出された報告書。この報告書というものは抗菌性飼料添加物が食肉や鶏卵に残留する度合いに関する調査だつたという答弁がございましたけれども、これはあくまでも残留の度合いに関する調査で、成長促進効果について調べたものではなかつたという点、もう一度確認させていただきたいと思いますが、間違いありませんね。

○須賀田政府参考人 最初に報道された報道は、先生のおっしゃるとおり、残留と安全性に係る試験に係るものでございまして、成長促進効果は別途試験をしておりまして、それはちゃんとした効果が認められていたということです。

○齋藤(淳)委員 確かに、この平成三年三月の報告書での実験デザインの中身を見ると、成長促進効果の有無について厳密な検討を行うようなものではなかつたと理解しています。確かにそれはそのとおりで、別途調査がなされているということなわけですね。

一方で、昭和五十三年三月の別の報告書では、チオベブチンという薬品が、ブロイラーに対する複数の調査結果を慎重に検討した結果取り消

はしていらないという確認でしたけれども、先日の委員会審議は、きょうも同じような言及があつた

わけですが、抗菌性飼料添加物の使用が食品媒介性病原菌あるいは薬剤耐性菌の発生にいかにつながつていくのか、直接的な因果関係が立証できない、だから抗生物質の使用は禁止できない、使い続ける。一方で、ある報告書では、抗菌性飼料添

加物と成長促進効果の因果関係を立証できない、だから使い続ける。また別の報告書では、抗菌性

飼料添加物と成長促進効果の因果関係が否定されたり消されずに流通をしている状況にございま

す。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

はしていらないという確認でしたけれども、先日の委員会審議は、きょうも同じような言及があつた

わけですが、抗菌性飼料添加物の使用が食品媒介

性病原菌あるいは薬剤耐性菌の発生にいかにつな

がつていくのか、直接的な因果関係が立証できな

い、だから抗生物質の使用は禁止できない、使い

続ける。一方で、ある報告書では、抗菌性飼料添

加物と成長促進効果の因果関係を立証できない、だから使い続ける。また別の報告書では、抗菌性

飼料添加物と成長促進効果の因果関係が否定されたり消されずに流通をしている状況にございま

す。

昭和五十五年三月の報告書では、これは豚に關する調査ですけれども、チオベブチン、コリスチン、マカルボマイシンなど、舌をかみそりますけれども、薬剤四種類が、飼料添加物の効果が、統計的な有意な結果が検出されなかつたとあります。

○須賀田政府参考人 抗菌性の物質が問題になり

では別のデータがあつたということでしたけれども、これでは何のための調査か、あるいは何のための審議会かということが疑われてしまつても仕方がない。

今回の報道につきましては、確かに報道が先走りした部分もあつたかも知れませんけれども、やはり今後は、当時の審議会の議論というのは非公開で行われたことですけれども、議論の過程も含めてオープンな形で、第三者も、審議会のメンバー以外の部外者も審議会の議論を公正に評価できるような形で情報の公開を行つていただきたいなと思っています。

少なくとも新聞報道では、成長促進効果がなかったという調査報告がなさらしにされた、この部分だけがひとり歩きしたのではないかという危惧を持ちますけれども、確かに、こういった実験調査の意図、あるいは情報開示のあり方、これらからのリスクコミュニケーションのあり方も含めて、いかに情報開示を図つていくか、この点につきましても農水省の見解を求めていたいと思います。

○須賀田政府参考人 今までには新聞報道に係る問題の説明を申し上げておりますが、この試験データは、過去何回かやつたわけでございます。

いうふうになつておられるかと申し上げますと、昭和五十年に飼料添加物として抗生物質が三十成分指定をされておりますが、その後、こういう見直し等を通じまして、十七成分が取り消しをされております。その中には耐性菌問題の可能性ということがで二成分が含まれております。そういうことで、やはり新たな科学的知見とデータの蓄積に応じて審議会において今後も総合的な評価を実施していく結果に基づいて見直しをしていくという方針で私どもおります。

そして、大事なのはその公表、公開の問題でございます。現在では審議会は公開ということになつております。そこへお出しする資料につきましても、特別な問題のない限り公開扱いにしたいと思つておりますし、飼料添加物の指定、規格基準の設定に当たつては、パブリックコメントも

実施したいということございまして、より多くの方々の懸念とか意見とかこういうものが政策に適切に反映できるようなリスクコミュニケーションというものに努めたいと考えております。

○齋藤(淳)委員 特別な問題がない限り情報公開に努めるとの答弁だったかと理解しますけれども、特別な問題として想定されるものにはどのようなもののがございますでしょうか。

○須賀田政府参考人 考えられることは、知的所有権の、そういう権利の問題等でございます。先日来これはお話をあわせでございますけれども、

どうも我が国におきましては、企業のそういうなか調整する仕組みがうまくいっていない、ここに根本的に問題があるのかなというふうに私は思つております。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

先日の筒井委員の質疑にもありましたように、存在するかどうかわからないようなデータにつきまして消費者や生産者が情報の開示を求めるといふのは非常に困難なわけでありますから、これも、

先ほどの答弁のように、積極的な情報公開を求め、そして公正透明な評価、リスクの評価が科学的に行われるように希望申し上げたいと思います。

今回、飼料安全法に関する審議とすることなわけですから、飼料の安全性を厳格に確保しようと、規制を強化するという方向に行きますと、生

業現場にもそれ相当の影響が出ていくわけです。

確かに、食品の安全性や消費者の健康リスクといふことを考へると、不必要的抗生物質の飼料への添加ということは抑制していく方向が望ましいの

ではないかと私は考えておりますけれども、ある

いはそのような対応をとらざるを得ない方向に将

来的には移行していくのではないかと考えられます。

そこで、この飼料安全性に関しまして政策を変更すると、畜産、酪農、養殖の手法にも当然影響が出てくるわけです。生産現場を見てみると、密

集した環境の中で豚を飼う、牛を飼うというような状況で、抗生物質の使用を抑制するとやはりいろいろな問題が起り得るということを考えられ

ます。抗生物質に頼らなくともよい飼育環境といふことをこれから整えるとなると、それなりのコストもかかるくるのではないかと思います。一方で、私の地元でも、抗生物質など薬剤の使用を

限りなく抑制することで差別化を図り、全国に商品を売り出しているような養豚事業者もおりま

す。こういった中で、生産現場の実態も見、十分に配慮をした飼料政策というものをどのように展開していくのか、農水省の見解を伺いたいと思いま

す。

○須賀田政府参考人 最近におきます消費者の志向が、より自然に近い形でそれ自身に向く、要

するに農業でいえば有機農法、あるいは環境保全型農業、こちらの方に向くという傾向がございまして、もちろん、生産者もそういうニーズに即応するに農業でいえば有機農法、あるいは環境保全

型農業、こちらの方に向くという傾向がございまして、この対応というのが今後必要になってくるのではないかというふうに思つております。

正直言いまして、我が国は高温多湿というこ

とで、農業では雑草が生えやすいとか害虫が発生しやすいとかあるんですねけれども、家畜の場合も、病気になりやすいとかあるいは食欲不振に

なりやすいということで、動物用医薬品とか飼料添加物の使用というのが必要不可欠なそういう側面もあるわけでござりますけれども、今後、消

費者のニーズが高まるいわゆる有機畜産、こういったものの生産にも取り組む、現に事例が出ておりますし、必要ななんではないかななどいうふ

うに思つておるところです。

○齋藤(淳)委員 ゼビしそういつた形で、より健康的な生産の振興ということも今後検討いただきたいたいと思います。

次に、抗生物質の使用に関して若干時間をかけ過ぎたかと思いますので、食品安全基本法の基本

的な理念に照らして飼料政策をどう展開していくべきかという点について伺いたいと思います。

先ほど来申し上げてありますように、欧州議会では、昨年の十一月二十一日、成長促進目的での

家畜飼料添加物として抗生物質の使用を禁止する議決を行つておられます。

衆議院を通過した食品安全基本法の修正条項では、国内における食品供給行程の各段階におけ

る安全性の確保の措置、これが適切にとられるべきだという条項が盛り込まれているわけです。

日本国内で供給される飼料の大部分は輸入品が占めるわけでありますけれども、食品安全基本法

の特にこの修正条項の精神に照らして、今後どのような飼料政策をとるべきか、基本的な指針を大臣に伺いたいと思います。

○須賀田政府参考人 先生御指摘のように、我が国は、家畜用の飼料原料のほとんどを海外に依存

をしているわけでござります。

そして、海外から飼料を輸入する場合、例えば、アメリカで異常気象が起つた、こういった場合

には、トウモロコシに例えばカビ毒が発生する。

通常は問題なくとも、単発的に有害物質が混入する事態が予想されるわけでござります。

これを直ちにとめるというのは難しいと思いま

すので、今回は、法律改正の中で、そういう有害物質が混入する可能性のあるものについて、農林

水産大臣が指定をしまして調査をする、その調査

の結果、本当に有害物質が含まれていたというこ

とが判明された場合には輸入販売等を禁止する、

こういう内容を含んでおります。こういうことを防止したいというふうに考えているところでござります。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

輸入飼料も含めて、飼料等の生産から販売に至る国・内外の各段階について安全性を確保するた

めの努力というのが必要なのではないかと思いま

すけれども、幾つか法文上そのような形でうたわれ

ていたとしても、検査体制が機能しないなければ、

たもの、天敵なり重曹なり食酢を使用した場合に、無農薬栽培農産物と表示することができるかどうかということですが、私ども、無農薬栽培農産物と表示できるという形で対応したいというふうに思っております。

現在、実はこの特別栽培のガイドラインはいろいろな意味でわかりにくいという消費者の御指摘を踏まえまして、昨年来、関係都道府県の御意見も聞きながら検討を行つております。

その検討において、無農薬栽培農産物という形で今後ガイドラインをあれするのではなくて、そういうものも含めて特別栽培農産物という形で表示を統一し、農薬について栽培期間中不使用、無農薬の場合は不使用、農薬不使用とし、括弧して、こういういわば特定農薬を御使用になる場合は、例えばお酢を使われたのであれば食酢使用ということを、栽培期間中農薬は不使用だが食酢を使つたという表示をしていただくという形で現在考えているところでございます。

〔委員長退席、植崎委員長代理着席〕

○鮫島委員 わかりやすくなつたというか、わからなくなつたというか、だから今後は無農薬と

いう表示はできなくなつて、特別栽培農産物、農

薬不使用という、消費者から見ると大変わかりに

くくなつて、余り前進ではないような気がします

ね。こうしたことなら、また次の機会に農薬取締

法そのものの、農薬の定義の改正というのを我々

から提案したいというふうに思います。

ただ、現在、有機農業をやつておられる方々は、

とにかく創意工夫でいろいろな防除資材を探し出

して、それで無農薬という名前を使いたいとい

うことがあるので、その部分がクリアされると今

問題になつていて七割方解消されるもので

すから、ぜひこの表示のことについては、いや、

これは本題じゃないからいいです。要するに、特

別栽培農産物、食酢使用とかいう書き方にしなさ

いということですね。余り購買意欲をかき立てる

本題に入ります。

大臣にお伺いしたいんですが、御着任になつて、無農薬栽培農産物と表示することができるかどうかということですが、私ども、無農薬栽培農産物と表示できるという形で対応したいというふうに思つております。

現在、実はこの特別栽培のガイドラインはいろいろな意味でわかりにくいという消費者の御指摘を踏まえまして、昨年来、関係都道府県の御意見も聞きながら検討を行つております。

その検討において、無農薬栽培農産物という形で今後ガイドラインをあれするのではなくて、そういうものも含めて特別栽培農産物という形で表示を統一し、農薬について栽培期間中不使用、無農薬の場合は不使用、農薬不使用とし、括弧して、こういういわば特定農薬を御使用になる場合は、例えばお酢を使われたのであれば食酢使用という

ことを、栽培期間中農薬は不使用だが食酢を使つたという表示をしていただくという形で現在考えているところでございます。

大臣がそれをどんなふうにお感じになつておられるかというのは時々不定期にお伺いしますので、そのときには国民を代表しての御答弁をぜひお願ひしたいと思います。

きょうの日本農業新聞に、「修正協議別れ牛肉トレーサビリティー法案」「輸入表示」否決へ」という見出しひと、牛肉トレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうに法案修正の解説記事では「米国の圧力が影響か」というような話もあり、それから、参議院の委員会で農林水産大臣が、輸入牛肉のトレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうにお答えになつておりますが、その答えが、この新聞によると、牛肉の輸入先是BSE未発生国であり、原産地表示で消費者に情報提供をしているのでこれで十分ですという答えです。

我々が輸入牛肉のトレーサビリティーが必要だから提案したいというふうに思います。

ただ、現在、有機農業をやつておられる方々は、とにかく創意工夫でいろいろな防除資材を探し出して、それで無農薬という名前を使いたいといふことがあるので、その部分がクリアされると今問題になつていて七割方解消されるものですから、ぜひこの表示のことについては、いや、これは本題じゃないからいいです。要するに、特別栽培農産物、食酢使用とかいう書き方にしなさいということですね。余り購買意欲をかき立てる本題に入ります。

大臣にお伺いしたいんですが、御着任になつて、無農薬栽培農産物と表示することができるかどうかということですが、私ども、無農薬栽培農産物と表示できるという形で対応したいというふうに思つております。

現在、実はこの特別栽培のガイドラインはいろいろな意味でわかりにくいという消費者の御指摘を踏まえまして、昨年来、関係都道府県の御意見も聞きながら検討を行つております。

その検討において、無農薬栽培農産物という形で今後ガイドラインをあれするのではなくて、そういうものも含めて特別栽培農産物という形で表示を統一し、農薬について栽培期間中不使用、無農薬の場合は不使用、農薬不使用とし、括弧して、こういういわば特定農薬を御使用になる場合は、例えばお酢を使われたのであれば食酢使用という

ことを、栽培期間中農薬は不使用だが食酢を使つたという表示をしていただくという形で現在考えているところでございます。

大臣がそれをどんなふうにお感じになつておられるかというのは時々不定期にお伺いしますので、そのときには国民を代表しての御答弁をぜひお願ひしたいと思います。

きょうの日本農業新聞に、「修正協議別れ牛肉トレーサビリティー法案」「輸入表示」否決へ」という見出しひと、牛肉トレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうに法案修正の解説記事では「米国の圧力が影響か」というような話もあり、それから、参議院の委員会で農林水産大臣が、輸入牛肉のトレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうにお答えになつておりますが、その答えが、この新聞によると、牛肉の輸入先是BSE未発生国であり、原产地表示で消費者に情報提供をしているのでこれで十分ですという答えです。

我々が輸入牛肉のトレーサビリティーが必要だから提案したいというふうに思います。

ただ、現在、有機農業をやつておられる方々は、とにかく創意工夫でいろいろな防除資材を探し出して、それで無農薬という名前を使いたいといふことがあるので、その部分がクリアされると今問題になつていて七割方解消されるものですから、ぜひこの表示のことについては、いや、これは本題じゃないからいいです。要するに、特別栽培農産物、食酢使用とかいう書き方にしなさいということですね。余り購買意欲をかき立てる本題に入ります。

大臣にお伺いしたいんですが、御着任になつて、無農薬栽培農産物と表示することができるかどうかということですが、私ども、無農薬栽培農産物と表示できるという形で対応したいというふうに思つております。

現在、実はこの特別栽培のガイドラインはいろいろな意味でわかりにくいという消費者の御指摘を踏まえまして、昨年来、関係都道府県の御意見も聞きながら検討を行つております。

その検討において、無農薬栽培農産物という形で今後ガイドラインをあれするのではなくて、そういうものも含めて特別栽培農産物という形で表示を統一し、農薬について栽培期間中不使用、無農薬の場合は不使用、農薬不使用とし、括弧して、こういういわば特定農薬を御使用になる場合は、例えばお酢を使われたのであれば食酢使用という

ことを、栽培期間中農薬は不使用だが食酢を使つたという表示をしていただくという形で現在考えているところでございます。

大臣がそれをどんなふうにお感じになつておられるかというのは時々不定期にお伺いしますので、そのときには国民を代表しての御答弁をぜひお願ひしたいと思います。

きょうの日本農業新聞に、「修正協議別れ牛肉トレーサビリティー法案」「輸入表示」否決へ」という見出しひと、牛肉トレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうに法案修正の解説記事では「米国の圧力が影響か」というような話もあり、それから、参議院の委員会で農林水産大臣が、輸入牛肉のトレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうにお答えになつておりますが、その答えが、この新聞によると、牛肉の輸入先是BSE未発生国であり、原产地表示で消費者に情報提供をしているのでこれで十分ですという答えです。

我々が輸入牛肉のトレーサビリティーが必要だから提案したいというふうに思います。

ただ、現在、有機農業をやつておられる方々は、とにかく創意工夫でいろいろな防除資材を探し出して、それで無農薬という名前を使いたいといふことがあるので、その部分がクリアされると今問題になつていて七割方解消されるものですから、ぜひこの表示のことについては、いや、これは本題じゃないからいいです。要するに、特別栽培農産物、食酢使用とかいう書き方にしなさいということですね。余り購買意欲をかき立てる本題に入ります。

大臣にお伺いしたいんですが、御着任になつて、無農薬栽培農産物と表示することができるかどうかということですが、私ども、無農薬栽培農産物と表示できるという形で対応したいというふうに思つております。

現在、実はこの特別栽培のガイドラインはいろいろな意味でわかりにくいという消費者の御指摘を踏まえまして、昨年来、関係都道府県の御意見も聞きながら検討を行つております。

その検討において、無農薬栽培農産物という形で今後ガイドラインをあれするのではなくて、そういうものも含めて特別栽培農産物という形で表示を統一し、農薬について栽培期間中不使用、無農薬の場合は不使用、農薬不使用とし、括弧して、こういういわば特定農薬を御使用になる場合は、例えばお酢を使われたのであれば食酢使用という

ことを、栽培期間中農薬は不使用だが食酢を使つたという表示をしていただくという形で現在考えているところでございます。

大臣がそれをどんなふうにお感じになつておられるかというのは時々不定期にお伺いしますので、そのときには国民を代表しての御答弁をぜひお願ひしたいと思います。

きょうの日本農業新聞に、「修正協議別れ牛肉トレーサビリティー法案」「輸入表示」否決へ」という見出しひと、牛肉トレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうに法案修正の解説記事では「米国の圧力が影響か」というような話もあり、それから、参議院の委員会で農林水産大臣が、輸入牛肉のトレーサビリティーは検疫で十分に対応できるというふうにお答えになつておりますが、その答えが、この新聞によると、牛肉の輸入先是BSE未発生国であり、原产地表示で消費者に情報提供をしているのでこれで十分ですという答えです。

我々が輸入牛肉のトレーサビリティーが必要だから提案したいというふうに思います。

ただ、現在、有機農業をやつておられる方々は、とにかく創意工夫でいろいろな防除資材を探し出して、それで無農薬という名前を使いたいといふことがあるので、その部分がクリアされると今問題になつていて七割方解消されるものですから、ぜひこの表示のことについては、いや、これは本題じゃないからいいです。要するに、特別栽培農産物、食酢使用とかいう書き方にしなさいということですね。余り購買意欲をかき立てる本題に入ります。

大臣にお伺いしたいんですが、御着任になつて、無農薬栽培農産物と表示することができるかどうかということですが、私ども、無農薬栽培農産物と表示できるという形で対応したいというふうに思つております。

現在、実はこの特別栽培のガイドラインはいろいろな意味でわかりにくいという消費者の御指摘を踏まえまして、昨年来、関係都道府県の御意見も聞きながら検討を行つております。

その検討において、無農薬栽培農産物という形で今後ガイドラインをあれするのではなくて、そういうものも含めて特別栽培農産物という形で表示を統一し、農薬について栽培期間中不使用、無農薬の場合は不使用、農薬不使用とし、括弧して、こういういわば特定農薬を御使用になる場合は、例えばお酢を使われたのであれば食酢使用という

うのを、例えば仮定の問題として、アメリカがどう判断するかと、ということだと思います。マル適マークがついているものとついていないものについて違う扱いを受けるということをアメリカが考えた場合には、それは訴えられる可能性があると思います。

訴えられた場合、そういう制度がWTO協定上整合的なものかどうかという判断は、通常はパネルと呼んでおります紛争処理に関する小委員会が行うわけでございますが、その際は、日本の法律全般、食品衛生法を含めて、そのような義務を課す必要があるかどうかというところが判断の基準になると思います。

(崎崎委員長代理退席、委員長着席)

○鮫島委員 今極めて不思議な答弁があった。つまり、トレーサブルな牛の肉にトレーサブルですというマークを打つてくださいとある種の義務づけをすることが、抵触する可能性があるというのが外務省の御判断ですね。その根拠は恐らくTBTの方なのかも知れませんが。

この先は、自由党の山田議員にこの手続きは任せたいと私は思いますが、本当は、今度はそうじゃない場合はどうかというのを聞きたかったんですねが、こんなことすらも抵触するというふうに考えていいような返事が出てくるとは思わなかつた。では、農水省の方にお伺いしますが、今度の牛肉トレーサビリティー法案は、これは食品安全行政の中の法律なのか、それとも、家畜伝染病予防という家畜衛生の方の分野の法律なのか、ちょっとわからなくて、実はこの間のこの委員会での審議の混乱も、若干その辺にあつたんじゃないかな。

目的の第一には、BSEの蔓延防止というのがこの立法目的でうたわれていて、この立法目的の中に、安全の二文字は入っていないんです。そういう意味からいって、牛肉と牛のトレーサビリティー法案は、食品衛生法の特別法と位置づけるべきではなくて、家畜伝染病予防法の特別法という解釈でよろしいんでしょうか。

○須賀田政府参考人 私どもが提案を申し上げて

おります牛肉トレーサビリティー法案、安全性と疑似患者を早急に追跡するという意味で、家畜伝染病予防法の特別法ということでございます。

先ほど来先生 O-157という問題を取り上げられておりますけれども、もしO-157というようなものを追跡するためのいわゆるトレーサビリティーといふものをつくるのであれば、まず国

内的にそれが制度化できるかどうか、それは負担が構築できるかどうかという問題がまず基本にござります。仮に構築できたとして、それを相手国に求めることが、先ほど来、恐らくO-157ならSPPSの問題になろうかと思いますけれども、それが科学的根拠があるのかどうか、二重の問題が生じてくるんだろうというふうに私どもは思っております。

○鮫島委員 いや、ゼロ、一〇〇の話というか、例えば、アメリカはトレースバック可能なシステムになつておりますといふうにアメリカは言つわけですよ。アメリカの言うトレースバックが可能なシステムというのは、食肉処理場まではいつでもトレースバックできます、したがつてO-157事故が起きたときには、どこの食肉会社でいつ処理したものから出たんだ、したがつてそのロットは全部押さえましょ、そういうのはアメリカはできています。少なくとも牛トレーサビリティー法案は安全行政ではない。

今度、設置法の改正の中で、改正法第四条の十四号、つまり、「農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること」これが今度の設置法の一つの目玉で、唯一新しく四条に書かれた文章なわけです。しかし、今の答弁からいって、牛トレーサビリティー法案の施行に関する業務は、四条の十四号

す、農場から牛を出荷する際に、その耳にタグをつけ、それが流通、加工段階へとつながっていく、カナダでは豚についても行っています、こういう

その国の畜産文化の違いによってトレースバックのシステムあるいはトレースバックのレベルがもちろん違うことは当たり前のことであります。ただし、国民に正確な情報を流し、二次被害を防きとめ、国民に正確な情報を流し、二次被害を防止する仕組みを持っているかどうか。

今度の牛肉トレーサビリティー法案も、立法のねらいはBSEの蔓延防止でしょうかけれども、全部の個体についての個体識別が可能というふうになつたら、いろいろな事故に的確に対応できるわけですね、今度の日本の仕組みは、O-157事件についても、あるいはクリプトスピロジウムで集団下痢が発生しても、いろいろな微生物病原性因子由來の事故が起つた場合にすぐトレースバックできて、同じ飼われ方をしていたものに由来するものとか、いろいろな調べ方ができるわけです。

だから、そういう遡及でできますよという仕組みを日本が持つた以上、そして、これは遡及可能という表示をしますというのを日本で採用する以上、さまざまな輸入牛肉に由来する事故について遡及可能なかどうかを表示することは、私は十分科学的な根拠があると思います。

これ以上、きょうは設置法なので、余りここだけに深入りするわけにいかないんですが、今わかれました。少なくとも牛トレーサビリティー法案は安全行政ではない。

それから、この前、カナダ、アメリカに行つたときに、私がカナダの農水大臣に、日本は牛肉のトレーサビリティー・システムを導入するが、日本が同じレベルを輸出国においても行つように要求することの妥当性について、私としては当然必要なものと考えるが、貴大臣の考えをお伺いしたい。所掌事務の第四条は、改正前ですが、何と八十九号まであるわけです。肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品云々の安全性に関することと、いうのが二十二号にあります。また、農薬等に関することも別の規定があり、それから、病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る検疫、いうのはまた別、十九号に規定される。つまり、ほかで規定されていることではない

○須賀田政府参考人 該当いたしません。

○鮫島委員 そうすると、四条の十四号というのが、今私が読みました、「農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関するものに関すること」というのが、唯一、今回新しく提案された所掌事務なんですが、これは、牛トレーサビリティー法案の施行は対象としている。しかも、括弧がついていて、食品衛生に関すること及び環境省の所掌事務は除外、括弧してこう書いてあるわけです。

そうすると、食品素材生産の安全性のチェックの仕事で、食品衛生に関することを除き、さらに環境省所掌のことを除くと、何が残るんですか。○田原政府参考人 お答えいたします。

新しい第四条、所掌事務の関係の第十四条の中身の関係でございますが、具体的な所掌事務の中身ということで想定されますことは、従来から行つております、農薬でございますとか、あるいは動物用の医薬品、あるいはえさ、こういった生産資材の安全性を確保するための登録ですとか承認、こういった従来からの事務に加えまして、この適正な使用を確保するために、こうした農薬でございますとか動物用医薬品の使用量でございますとか使用時期、こういったことに関しまして基準の設定というのがございまして、こういったことの設定、あるいはこれを遵守させるための監視、指導、こういったものが該当するというふうに我々は考えております。

所掌事務の第四条は、改正前ですが、何と八十九号まであるわけです。肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品云々の安全性に関することと、いうのが二十二号にあります。また、農薬等に関することも別の規定があり、それから、病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出

入に係る検疫、いうのはまた別、十九号に規定される。つまり、ほかで規定されていることではない

に該当しませんね。

それをここで表現しているんだと思いますが。

今までのことはいいんですよ。こんな、八十九号までって、今までやっている安全性に関する

業務は全部ここに規定されているわけで、新規に今度一部改正を出してきたわけで、それの目玉が

四条の十四号、「食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの」というのを新たな業務として行いますというの、きょうの設置法改正の一一番の目玉でしょう。

これは、今まで行っているものじゃなくて、新たにどういう業務を意味するんですか。しかも、食品衛生に関するものを除く、環境省が所掌しているものを除くというと、一体何が残るんですか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、農薬でござりますとか動物用医薬品、こういったもののを使用します使用量でございますとか使用時期、こういったことに関して、使用されます方々が遵守すべき基準の設定、あるいはこれを遵守させるための監視、指導、こういったもの等が新たたな四号で想定されることではないか、かように考えておる次第でございます。

○鮫島委員 二十二号に、「肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の安全性の確保に関する事務」は二十二号で行いますというようにあるし、ちょっと僕、八十九号全部、農業に関してもあるはずなんですね。全部ほのかのところに書かれていて、今おっしゃったことは別に、新たに発生する業務、つまり、では今まで農薬の使用について野放しだったのか。

だって、四条の十四号というのはもっと具体的なことを言つていて、「食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの」。これは、生産過程で汚染されたり、人の健康に影響を及ぼすような病原性の因子が付着したり、そういうことがないかどうかを監視する業務のことじゃないんですね。

ますが、二十二条というのは、生産資材自体、農

薬でございますとか、えさでございますとか、こういったこと自体の安全性の確保ということをございます。

は、こうした農薬でございますとか、えさ、これが、こういったこととの使用規制あるいは使用基準の設定でございますとか、これを農家の方々等に遵守していただための指導なり監督、こういったことを予定しているということをございます。

○鮫島委員 肥料や農薬の使用規定や使用基準をつくって、そのとおり行われているかを意味している。そういうふうには読めませんけれどね。

では、食品の原料なし素材の安全性の確保に係る業務はこの中に入っていないんですか。食品素材の生産過程における安全性の確保、具体的に言えば病原性因子の付着ということをいいんですか、それは入っていませんか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

食品衛生法、これは厚生労働省さんの所管法律でございますので、私どもの方から申し上げるのも若干僭越でございますけれども、食品衛生法によりますと、食品とは、薬事法に規定する医薬品、医薬部外品以外のすべての飲食物をいうということになりますと、農業部外品とてございますので、農林水産物のうち、そのまま食用に供されます生鮮食料品でございますとか果物、こういったものは当然食品になりますけれども、そのほか、そのままで食用になりません。

○鮫島委員 二十二号に、家畜伝染病予防法を改正いたしましたために今回、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、飼養衛生管理基準ですか、これは〇一五七が入らないようにきちっと衛生管理しなさいという基準でございますし、今後何が起こるかわからないものですから、生産段階における安全性の確保というのは我が省の事務として今後作用していくということになろうかと思ひます。

○鮫島委員 そうすると、平成八年五月、大阪を中心として〇一五七の大事件が発生したことは記憶に新しいところです。約一万三千人の食中毒事件が起つて、中に非常に激甚な被害が生まれた件が起つて、中に非常に激甚な被害が生まれた件が起つて、中にも裁判があるのかもしれません。

先生言われたようなもの、生産段階に何か原因があるんじゃないかというふうに疑われる可能性が強いものについては、もちろん厚生労働省と協議しながらきますけれども、恐らく農林水産省が主導的に対応した。こういう実例があります。

○鮫島委員 この四条の十四号には括弧書きもあ

るんですね。「安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの」、それで、括弧して「(食品)

ほど来申し上げておりますように、農薬でござりますとか、えさでございますとか、こういった生

産資材の安全確保のことをやっているということ

でございます。

○鮫島委員 私が聞いているのは、生産過程中の病原性因子が付着する、それを監視する業務は四条の十四号に入りますかと。簡単な話ですよ。

例えば、レタスをつくります。そのときに、例えれば液体の有機質肥料を施用した。ところが、それに〇一五七が入つていて、レタスを簡単に洗つて、そのまま出しちゃいましたと。それで事故が起つたときに、そういう生産過程における安全性の確保というのはこの四条の十四号に入つてゐるかどうか、具体的に答えてください。入つてゐるのか、入つていないのか。

○須賀田政府参考人 この所掌事務の中に、先生まさに言われました〇一五七、こういうものが、生産段階、畜舎だとか、あるいはふん尿を通じて何か農産物などにそういうものがつかないようになります。

そのため今回、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、飼養衛生管理基準ですか、これは〇一五七が入らないようにきちっと衛生管理しなさい

といふようにきちつと衛生管理しなさい

ではどこから来たのか、もう既に輸入段階で種に

もともと付着していたアメリカ産の〇一五七なんか、それともカイワレの発芽、育成の過程で使つた水に入つて、新たに四条の十四号に入つた

危険性の因子をトレースバックする、調べる業務という解釈でよろしいのですね。

○須賀田政府参考人 大変微妙な問題でございます。

〇一五七が現に起つた、食中毒事故が起つた。そのまま出しちゃいましたと。それで事故が起つたときに、そういう生産過程における安全性の確保というのはこの四条の十四号に入つてゐるかどうか、具体的に答えてください。入つてゐるのか、入つていないのか。

○須賀田政府参考人 この所掌事務の中に、先生まさに言われました〇一五七、こういうものが、

生産段階、畜舎だとか、あるいはふん尿を通じて何か農産物などにそういうものがつかないようになります。

そのため今回、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、飼養衛生管理基準ですか、これは〇一五七が入らないようになります。

一

務のうち生産過程に係るもの、これはどういう分野というふうに了解しているんですか。

○南政府参考人 お答えいたします。

食品衛生法では、生産過程といった概念にかかわらず、採取から販売までの行為について、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために必要な規制措置を行うこととしております。

農林水産省設置法の解釈は、一義的には農林水産省において行われるものでございますが、厚生労働省といたしましては、採取、製造、貯蔵、加工といった生産過程において、食品衛生法に基づく回収命令など飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事務を指しているものと認識しております。

○鮫島委員 変な日本語を使わないでください。

生産過程という概念ではなく、採取から販売まで、例えばお米でいえば苗づくりから田植えに移植して収穫するまでは関係なくて、収穫してから脱穀して精米してお米を炊いておにぎりにして、つまり収穫してから後でしよう。じゃ、生産過程、入っていいんじゃないですか。

○南政府参考人 お答えします。

先生御指摘の範囲でございますが、食品衛生法のかかわる範囲とかかわらない範囲があるわけでございますが、栽培されている段階におきましては、食材、つまり食品原料の生産過程で食品衛生にかかる分野というのがあることを前提にして書いているから聞いているので、採取以前ですよ。稻でいえば発芽から収穫まで。

○南政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の範囲でございますが、食品衛生法の範囲内と言つたの。内側、外側」と呼ぶ) 内側も外側も、食品衛生の観点から連携して適切に対応してまいりたいと思います。(鮫島委員「栽培は範囲内と言つたの。内側、外側」と呼ぶ) 内側の問題でござりますので、今、先生の議論は守備範囲の問題ですので、いろいろ混乱が私どもも生じておるわけでございますけれども、具体的には、そういうふうな法令だと行政指導の段階で調整が行われていくということにならうかと思いま

す。

○鮫島委員 こつちは混乱していない。

大体、きょうは、だつて、設置法の一部改正に

対する審議をしているわけですから、この設置法

というの、まさに今度、農林水産省はこういう

部分を所掌しますと。したがつて、新たに消費・

産段階というのは発芽から収穫までのようなものを意味しているという、同じ日本語の役所による使い方の違いということなんだろうと思います。

そうすると、今の厚生省の御見解では、これは農林水産省の設置法に書いてあるわけです、これは農林水産省的な読み方をしなくちゃいけなくて、農林水産物の食品安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関するというの

は、米でいえば発芽から採取まで、農林水産省用語だからそなうなるわけで、そうすると、この中に回収命令など飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事務を指しているものと認識しております。

多分、さつき言つた、レタスをつくるのに液体有機肥料を使いました、その中に〇一五七とかほ書いてある、ここにつけてある括弧書き、この分野というのはあるんですかと聞いているんです。

○須賀田政府参考人 先ほど来混乱をしておりま

すけれども……(鮫島委員「そつちが混乱してい

る。私は混乱していないんですよ」と呼ぶ)いや、

私の方がです。

厚生労働省の食品衛生法、例えば、有害な食品ははとつたらいかぬぞ、毒キノコをとるなどか、そ

ういうのは、食品衛生の観点から生産段階まで及

ぶことができるわけです。それで、生産過程にお

ける安全性の確保、これは、具体的でないからい

ろいろな議論が起きるわけでございます。

設置法の四条というの、所掌事務というの

は、食品衛生法の範囲外でございます。農

林水産省に与えられております任務、行政目的は

三条にございまして、それを達成するための守備

範囲はこれだけだよと。それで、具体的な行政作

用、権限の行使は別途、個別の法律等によらない

といけないわけでございます。そういうところで、

厚生省の食品衛生法令でいくのか、それとも農林

水産省の関係法令でいくのかが具体的に明らかになつていく。

ところが、法令じゃなくとも、予算でやること

もありましようし、行政指導でやることもありま

しようし、それは、行政作用、権限の行使、深さ

の問題でござりますので、今、先生の議論は守備

範囲の問題ですので、いろいろ混乱が私どもも生

じておるわけでございますけれども、具体的には、

そういうふうな法令だと行政指導の段階で調整

が行われていくということにならうかと思いま

す。

○鮫島委員 こつちは混亂していません。

別に百点満点の回答をしなくてもいいんです

よ。僕らも、やつと日本で食品安全という分野が

食品の生産過程だから、主に加工段階でござ

ります。

○鮫島委員 だから、厚生労働省の言う生産過程

と、農林水産省で言う生産過程と意味が違います

ということですね。厚生労働省の言う生産過程は

食品の生産過程だから、主に加工段階でござ

ります。

○鮫島委員 だから、厚生労働省の言う生

産過程だから、主に加工段階でござります。

今まさに誕生しつつあるわけで、食品安全行政と

いうのは今までなかつたんだから。だから、いき

なり生まれたての赤ちゃんにすぐ歩け、走れとは言わないわけだから、別に、そういうことはまだ

調整がついていませんとか、課題として残されて

いますと、そういう答弁も大事なんですよ、非常

に。

○須賀田政府参考人 先ほど来混乱をしておりま

すけれども……(鮫島委員「そつちが混乱してい

る。私は混乱していないんですよ」と呼ぶ)いや、

私の方がです。

厚生労働省の食品衛生法、例えば、有害な食品

はとつたらいかぬぞ、毒キノコをとるなどか、そ

ういうのは、食品衛生の観点から生産段階まで及

ぶことができるわけです。それで、生産過程にお

ける安全性の確保、これは、具体的でないからい

ろいろな議論が起きるわけでございます。

設置法の四条というの、所掌事務というの

は、食品衛生法の範囲外でございます。農

林水産省に与えられております任務、行政目的は

三条にございまして、それを達成するための守備

範囲はこれだけだよと。それで、具体的な行政作

用、権限の行使は別途、個別の法律等によらない

といけないわけでございます。そういうところで、

厚生省の食品衛生法令でいくのか、それとも農林

水産省の関係法令でいくのかが具体的に明らかになつていく。

ところが、法令じゃなくとも、予算でやること

もありましようし、行政指導でやることもありま

しようし、それは、行政作用、権限の行使、深さ

の問題でござりますので、今、先生の議論は守備

範囲の問題ですので、いろいろ混乱が私どもも生

じておるわけでございますけれども、具体的には、

そういうふうな法令だと行政指導の段階で調整

が行われていくということにならうかと思いま

す。

○鮫島委員 こつちは混亂していません。

別に百点満点の回答をしなくていいんです

よ。僕らも、やつと日本で食品安全という分野が

食品の生産過程だから、主に加工段階でござ

ります。

○鮫島委員 だから、厚生労働省の言う生

産過程だから、主に加工段階でござります。

今まさに誕生しつつあるわけで、食品安全行政と

いうのは今までなかつたんだから。だから、いき

なり生まれたての赤ちゃんにすぐ歩け、走れとは

言わないわけだから、別に、そういうことはまだ

調整がついていませんとか、課題として残されて

いますと、そういう答弁も大事なんですよ、非常

に。

○須賀田政府参考人 先ほど来混乱をしておりま

すけれども……(鮫島委員「そつちが混乱してい

る。私は混乱していないんですよ」と呼ぶ)いや、

私の方がです。

厚生労働省の食品衛生法、例えば、有害な食品

はとつたらいかぬぞ、毒キノコをとるなどか、そ

ういうのは、食品衛生の観点から生産段階まで及

ぶことができるわけです。それで、生産過程にお

ける安全性の確保、これは、具体的でないからい

ろいろな議論が起きるわけでございます。

設置法の四条というの、所掌事務というの

は、食品衛生法の範囲外でございます。農

林水産省に与えられております任務、行政目的は

三条にございまして、それを達成するための守備

範囲はこれだけだよと。それで、具体的な行政作

用、権限の行使は別途、個別の法律等によらない

といけないわけでございます。そういうところで、

厚生省の食品衛生法令でいくのか、それとも農林

水産省の関係法令でいくのかが具体的に明らかになつていく。

ところが、法令じゃなくとも、予算でやること

もありましようし、行政指導でやることもありま

しようし、それは、行政作用、権限の行使、深さ

の問題でござりますので、今、先生の議論は守備

範囲の問題ですので、いろいろ混乱が私どもも生

じておるわけでございますけれども、具体的には、

そういうふうな法令だと行政指導の段階で調整

が行われていくということにならうかと思いま

す。

○鮫島委員 こつちは混亂していません。

別に百点満点の回答をしなくていいんです

よ。僕らも、やつと日本で食品安全という分野が

食品の生産過程だから、主に加工段階でござ

ります。

○鮫島委員 だから、厚生労働省の言う生

産過程だから、主に加工段階でござります。

今まさに誕生しつつあるわけで、食品安全行政と

いうのは今までなかつたんだから。だから、いき

なり生まれたての赤ちゃんにすぐ歩け、走れとは

言わないわけだから、別に、そういうことはまだ

調整がついていませんとか、課題として残されて

いますと、そういう答弁も大事なんですよ、非常

に。

○須賀田政府参考人 先ほど来混乱をしておりま

すけれども……(鮫島委員「そつちが混乱してい

る。私は混乱していないんですよ」と呼ぶ)いや、

私の方がです。

厚生労働省の食品衛生法、例えば、有害な食品

はとつたらいかぬぞ、毒キノコをとるなどか、そ

ういうのは、食品衛生の観点から生産段階まで及

ぶことができるわけです。それで、生産過程にお

ける安全性の確保、これは、具体的でないからい

ろいろな議論が起きるわけでございます。

設置法の四条というの、所掌事務というの

は、食品衛生法の範囲外でございます。農

林水産省に与えられております任務、行政目的は

三条にございまして、それを達成するための守備

範囲はこれだけだよと。それで、具体的な行政作

用、権限の行使は別途、個別の法律等によらない

といけないわけでございます。そういうところで、

厚生省の食品衛生法令でいくのか、それとも農林

水産省の関係法令でいくのかが具体的に明らかになつていく。

ところが、法令じゃなくとも、予算でやること

もありましようし、行政指導でやることもありま

しようし、それは、行政作用、権限の行使、深さ

の問題でござりますので、今、先生の議論は守備

範囲の問題ですので、いろいろ混乱が私どもも生

じておるわけでございますけれども、具体的には、

そういうふうな法令だと行政指導の段階で調整

が行われていくということにならうかと思いま

す。

○須賀田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の範囲でございますが、食品衛生法

のかかわる範囲とかかわらない範囲があるわけでございます。

○鮫島委員 では、あれですか、生産段階で無登録農薬を使用したり、あるいは人間に害を及ぼすようなものが使われたら、それは厚生労働省は、

今まさに誕生しつつあるわけで、食品安全行政と

いうのは今までなかつたんだから。だから、いき

なり生まれたての赤ちゃんにすぐ歩け、走れとは

言わないわけだから、別に、そういうことはまだ

調整がついていませんとか、課題として残されて

いますと、そういう答弁も大事なんですよ、非常

に。

○須賀田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の範囲でございますが、食品衛生法

のかかわる範囲とかかわらない範囲があるわけでございます。

○鮫島委員 では、あれですか、生産段階で無登

録農薬を使用したり、あるいは人間に害を及ぼす

ようなものが使われたら、それは厚生労働省は、

今まさに誕生しつつあるわけで、食品安全行政と

いうのは今までなかつたんだから。だから、いき

なり生まれたての赤ちゃんにすぐ歩け、走れとは

言わないわけだから、別に、そういうことはまだ

調整がついていませんとか、課題として残されて

いますと、そういう答弁も大事なんですよ、非常

に。

○須賀田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の範囲でございますが、食品衛生法

のかかわる範囲とかかわらない範囲があるわけでございます。

○鮫島委員 では、あれですか、生産段階で無登

録農薬を使用したり、あるいは人間に害を及ぼす

ようなものが使われたら、それは厚生労働省は、

今まさに誕生しつつあるわけで、食品安全行政と

いうのは今までなかつたんだから。だから、いき

なり生まれたての赤ちゃんにすぐ歩け、走れとは

言わないわけだから、別に、そういうことはまだ

調整がついていませんとか、課題として残されて

いますと、そういう答弁も大事なんですよ、非常

に。

<p>て、国内で畜産農家がアメリカからそのホルモン剤を輸入して、自分が飼っている牛に投与することは許されているのか。</p> <p>○須賀田政府参考人 動物用医薬品、輸入でも製造でも承認が必要でございますけれども、それは、厚生省が定めております残留農薬基準適合性であれば、手続的には可能ではあります。可能性ではありますが、実態的には、肥育ホルモンといふのは消費者に根強い不安感がありますし、畜産農家も使用に抵抗感がありますし、メーカーもういうものは出してきませんので、輸入も製造申請も、現実にはないと思います。</p> <p>○鮫島委員 現実にないじやなく、罰せられますが、個人が日本で承認を受けていない成長ホルモン剤を輸入してそれを使つたら、三年以下の懲役もしくは二百万円以下の罰金。だから今日日本では、具体的には、現実的には、成長ホルモンを牛の肥育段階で使えない、使っちゃいかぬということになつておるわけです。</p> <p>ところが、日本で承認されていない成長ホルモンを使用して育てられた牛の肉はなぜ輸入してよいか。これも、厚生労働省と農林水産省と両方に答えてもらいたい。</p> <p>○南政府参考人 お答えします。</p> <p>ゼラノール及びトレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値も定められておりまして、我が国においても、専門家による安全評価に基づく残留基準値を設定しているところでございます。</p> <p>残留基準値を超えない場合には、食品としての安全性は確保されているということで、輸入を制限する必要はないと考えております。</p> <p>○鮫島委員 今の、アメリカで使われている、何でしたか、ちょっとと化学名は忘れましたが、この二種類の成長ホルモンは、日本でも残留基準値が設定されている。</p> <p>そうすると、では、今日本で使つていいくんですか、それは。使用が承認されていますか。</p> <p>○南政府参考人 先ほど申しましたゼラノールと</p>
<p>トレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値が定められておりますので、(鮫島委員「使っていいのかどうか。日本で使用が承認されているかと聞いています。厚生省の見解をまず答えてください」と呼ぶ)</p> <p>○小平委員長 南課長、厚生省としての見解を答弁ください。</p> <p>○南政府参考人 はい。お答えします。</p> <p>基準値以下であれば、そのものは違反はできません。ないと……(鮫島委員「使用していいの。牛を育てるとき使つていいんですか、今の二種類のホルモン剤は」と呼ぶ)特に食品衛生法上の規制はございません。(発言する者あり)</p> <p>○小平委員長 それでは、もう一度質問してください。</p> <p>○鮫島委員 厚生労働省の見解として、アメリカで使われている成長ホルモンのうち二種類は日本も残留基準が設定されていますということはわかりましたが、日本で牛を育てるときに、その残留基準が設定されている二種類の成長ホルモンを使つて、さつき、生産過程のところは、食品衛生にかかるものについては、栽培の段階、牛でいえば飼育の段階まで厚生省の視野の範囲だという答弁があつたわけだから。</p> <p>だつて、さつき、生産過程のところは、食品衛生にかかるものについては、栽培の段階、牛でいえば飼育の段階まで厚生省の視野の範囲だといふことは許されておりますか。今の二種類の成長ホルモンを牛の飼養段階で使うことを許されていふのかを、厚生省の見解としてお伺いしたい。</p> <p>○南政府参考人 お答えします。</p> <p>ゼラノール及びトレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値も定められておりまして、我が国においても、専門家による安全評価に基づく残留基準値を設定しているところでございます。</p> <p>残留基準値を超えない場合には、食品としての安全性は確保されているということで、輸入を制限する必要はないと考えております。</p> <p>○鮫島委員 今の、アメリカで使われている、何でしたか、ちょっとと化学名は忘れましたが、この二種類の成長ホルモンは、日本でも残留基準値が設定されている。</p> <p>そうすると、では、今日本で使つていいくんですか、それは。使用が承認されていますか。</p> <p>○南政府参考人 先ほど申しましたゼラノールと</p>
<p>トレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値が定められておりますので、(鮫島委員「使っていいのかどうか。日本で使用が承認されているかと聞いています。厚生省の見解をまず答えてください」と呼ぶ)</p> <p>○小平委員長 南課長、厚生省としての見解を答弁ください。</p> <p>○南政府参考人 はい。お答えします。</p> <p>基準値以下であれば、そのものは違反はできません。ないと……(鮫島委員「使用していいの。牛を育てるとき使つていいんですか、今の二種類のホルモン剤は」と呼ぶ)特に食品衛生法上の規制はございません。(発言する者あり)</p> <p>○小平委員長 それでは、もう一度質問してください。</p> <p>○鮫島委員 厚生労働省の見解として、アメリカで使われている成長ホルモンのうち二種類は日本も残留基準が設定されていますということはわかりましたが、日本で牛を育てるときに、その残留基準が設定されている二種類の成長ホルモンを使つて、さつき、生産過程のところは、食品衛生にかかるものについては、栽培の段階、牛でいえば飼育の段階まで厚生省の視野の範囲だといふことは許されておりますか。今の二種類の成長ホルモンを牛の飼養段階で使うことを許されていふのかを、厚生省の見解としてお伺いしたい。</p> <p>○南政府参考人 お答えします。</p> <p>ゼラノール及びトレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値も定められておりまして、我が国においても、専門家による安全評価に基づく残留基準値を設定しているところでございます。</p> <p>残留基準値を超えない場合には、食品としての安全性は確保されているということで、輸入を制限する必要はないと考えております。</p> <p>○鮫島委員 今の、アメリカで使われている、何でしたか、ちょっとと化学名は忘れましたが、この二種類の成長ホルモンは、日本でも残留基準値が設定されている。</p> <p>そうすると、では、今日本で使つていいくんですか、それは。使用が承認されていますか。</p> <p>○南政府参考人 先ほど申しましたゼラノールと</p>
<p>トレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値が定められておりますので、(鮫島委員「使っていいのかどうか。日本で使用が承認されているかと聞いています。厚生省の見解をまず答えてください」と呼ぶ)</p> <p>○小平委員長 南課長、厚生省としての見解を答弁ください。</p> <p>○南政府参考人 はい。お答えします。</p> <p>基準値以下であれば、そのものは違反はできません。ないと……(鮫島委員「使用していいの。牛を育てるとき使つていいんですか、今の二種類のホルモン剤は」と呼ぶ)特に食品衛生法上の規制はございません。(発言する者あり)</p> <p>○小平委員長 それでは、もう一度質問してください。</p> <p>○鮫島委員 厚生労働省の見解として、アメリカで使われている成長ホルモンのうち二種類は日本も残留基準が設定されていますということはわかりましたが、日本で牛を育てるときに、その残留基準が設定されている二種類の成長ホルモンを使つて、さつき、生産過程のところは、食品衛生にかかるものについては、栽培の段階、牛でいえば飼育の段階まで厚生省の視野の範囲だといふことは許されておりますか。今の二種類の成長ホルモンを牛の飼養段階で使うことを許されていふのかを、厚生省の見解としてお伺いしたい。</p> <p>○南政府参考人 お答えします。</p> <p>ゼラノール及びトレンボロンアセテートにつきましては、コードックス基準値も定められておりまして、我が国においても、専門家による安全評価に基づく残留基準値を設定しているところでございます。</p> <p>残留基準値を超えない場合には、食品としての安全性は確保されているということで、輸入を制限する必要はないと考えております。</p> <p>○鮫島委員 今の、アメリカで使われている、何でしたか、ちょっとと化学名は忘れましたが、この二種類の成長ホルモンは、日本でも残留基準値が設定されている。</p> <p>そうすると、では、今日本で使つていいくんですか、それは。使用が承認されていますか。</p> <p>○南政府参考人 先ほど申しましたゼラノールと</p>

○山田(正)委員 自由党の山田正彦ですが、今の民主党の鮫島議員の質問に統けて、須賀田局長にお聞きしたいと思います。

いわゆる二種類の今アメリカで扱っている成長ホルモン、この成長ホルモンを日本で農家が使つたら違反になる、罰せられる、それはどうなのか、今現在。

○須賀田政府参考人 農家というのは、生産活動を通じて食品を生産するわけでございます。その食品の残留基準が食品衛生法に基づいて決まっており。そうすると、その許容の範囲内であれば、観念的には使用可能ということになるわけです。

現在はないんですよ、国内には、肥育ホルモンは。使用することは許されていないんです、承認がないから。だから、国内では現実には使えない。使えるかどうかの御質問だから、可能性としては、残留……。(山田(正)委員「使えるか使えないかじゃなくて、使つたら罰せられるか」と呼ぶ)

○小平委員長 ちょっとお待ちください。

答弁は終わつたんですか。答弁はいいんですね。——はい。

山田正彦君。

○山田(正)委員 局長、使えるか使えないかじゃないのかと。それに簡潔に、そうではない、そりであると答えればいいだけなんです。

○小平委員長 須賀田生産局長、わかりやすく答弁を。

○須賀田政府参考人 承認されていないので、罰せられます。

○山田(正)委員 さつきからの話とは全く違うと思うんだけども。

日本国内で使用したら、大臣、聞いていただきたいんですけど、罰せられる。ところが、アメリカでの二種類の成長ホルモンを使つたものは、輸入されても、基準値、どういう基準で基準を決めているのかわかりませんが、それについては残留基準の基準値を下回るものであれば輸入される、輸入が認められる、国内で食べてもいいと。大臣、

矛盾していませんか。どうですか。

○龜井国務大臣 現実に、話としては非常に、成長ホルモンも国内ではない、また使われない、こ

ういうことあります。

また、輸入に関しては、食品衛生上その基準値の問題、こういう点を十分クリアした形という形で食品衛生上の基準に達しているということであ

れば、輸入ということにつきましては支障のないことになるのではなかろうか、こう思います。

○山田(正)委員 大臣、私が聞いているのは、日本国内では絶対に使つてはいけない、罰せられる、ところが、アメリカから輸入される牛肉について

うことは、だれが考へてもおかしいと思うんだけども、大臣、考え方としては、これをおかしいと思われないか思われるか、それだけなんです。

○龜井国務大臣 おかしいと思います。

○山田(正)委員 やつと大臣らしい答弁で。

それで、実は須賀田局長に今度お聞きしたいん

ですが、トレーサビリティーのなされていない国からの輸入の牛肉。日本はトレーサビリティーをこれから実施して、大変、コストが二割も三割もかかるかもしれない。そんな中で、一方ではトレーサビリティーのなされていない肉がさらに安く横並んでいるとしたら、みんな安いものを買つて、日本の畜産は大変なことになるかもしれない。そ

して、日本の食の安全と安心の立場からも、前か

ら言つてはいるように、トレーサビリティーがなされていない国からの肉であるということの表示

は、SPS協定、TBT協定に反するものである

か否か。ひとつお答えいただきたい。

○須賀田政府参考人 その前に、先ほど罰せられると申しました。改正後、今回の改正で未承認の医薬品が使用禁止になりますので、改正後は罰せられることであります。

時系列的に申し上げます。私どものこの牛肉ト

レーサビリティー法の目的と趣旨でございます。

この制度は、我が国でBSE全頭検査体制が実施されているにもかかわらず、なお不安を払拭し得ない消費者の皆様方に、国産牛丼の、どこでどれたか、どこで屠畜されたか、BSE検査フリーだな、そういう情報を提供する義務を課するということで、消費者への安心情報を伝える、BSEについての安心情報を伝える法律なんです。

BSE未発生国からの輸入牛肉は原産国表示が……(山田(正)委員「委員長」と呼ぶ)ちょっと聞いてください。原産国表示がありますので、

BSEからは安全であるということがそれで確認できますので、この制度の対象として輸入牛肉を対象とすることは不適当ということで除いて提案を申し上げたわけです。(山田(正)委員「聞いてない、それは。時間がないんだから、質問に答えていただければいい」と呼ぶ)制度の本来の目的からして輸入牛肉は必要ないということがまずあります。

そして次に、先生方から輸入牛肉に対して求めたときにはどうなるのかという話がございました。現在の私どもの趣旨からすると、これは検疫じゃない、それは。時間がないんだから、質問に答えていただければいい」と呼ぶ)制度の本来の目的からして輸入牛肉は必要ないということがあります。

この原産国表示以上の何らかの表示を義務化するということは、BSEから安全であるか否かの情報提供を超えるものを求めるということになりますので、TBT協定の正当な理由に基づく貿易制限的でない措置に抵触するおそれが強いと私は判断しております。

○山田(正)委員 局長、TBT協定をよく読んでおられるか。では、今あなたがおっしゃったのは、いわゆるTBT協定における、必要以上の貿易制限をしてはならないと書いてある部分の、必要以上の貿易制限に当たるとお考えか、これは今。その表示をすることが必要以上の制限。

例えばTBT協定をよく読んでいただきたい。この中にあるのは、いいですか、「正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であつてはならない。」と書いているだけなんですよ。先

ほどの外務省の参事官の証言でも、合理的な範囲内であればいいんだと。その正当な目的があつてない場合の見地というのでは、これは絶対あると思うんだ。そういう正当な目的がある。その正当な目的のために必要以上の制限があれば、トレーサビリティーのない国からの輸入を制限するというのには必要以上の制限かもしれない。

しかし、単に、いいですか、いつあるいはアメリカも汚染国になるかもしれない、そのときに國內でパニック、混乱が起こってはならない、回収しなきやならなくなる、そのためにも、トレーサビリティーのなされている肉である、そうでない肉であるということの表示をすることは、これは正当な目的のための合理的な範囲内である、だれが考へても。それを局長は、日本の生産者と消費者のためを考えればいいのに、何も、それがパネルに訴えられるおそれがあるんだと強く懸念するということ自体がおかしい。局長、いかがか。

○須賀田政府参考人 私も日本の畜産の発展を心から願つておる者の一人でございます。

先ほどから申し上げておりますが、要するにこの牛肉トレーサビリティー法の目的は、消費者にBSEフリーであるという情報を伝えることなんですね。輸入牛肉については原産国表示、米国産、豪州産という表示で、これはもうJASで義務づけられております。それで、ああ、あそこは発生していないから大丈夫だなというのが日本の消費者に来るんです。それ以上のものを求めるということは、正当な理由に基づく貿易制限的でない措置に抵触するおそれが強い。先生もそう思われませんか。

○山田(正)委員 須賀田局長、このTBTの解釈。

これは外交文書だ。この外交文書の解釈は、例えばアメリカ大使館からそのような話を受けたのか、それとも外務省からそういう話を受けたのか、どちらか。あるいは、そうでないならそうではない、

それだけ答えてもらいたい、ます。

○須賀田政府参考人 一連の議論の過程でまさに先生から外務省に見解を聞いてみると言われましたので、外務省にS P S協定とかT B T協定の解釈はお聞きをいたしました。大使館は関係ありません。

○山田(正)委員 局長は、この問題については、当初、このトレー サビリティーについては随分いろいろ協議して、輸入品についても検討したことはあったが、外務省の見解ではS P S違反になる、T B T違反になるというので取りやめざるを得なかつたんだという説明を私にしなかつたか。

○須賀田政府参考人 それはちょっと異なると思いますからおよそ輸入牛肉は対象外ですよということを説明申し上げましたら、皆様方から、輸入牛肉を対象とすると何がまずいのかとか、B S EだけではなくてO 157とかサルモネラ等の追跡にも役立つんじやないかとかいう御意見が出されて、S P S協定とかT B T協定の問題ではないかという御提起がありましたので、外務省に解釈をお聞きしたということでございます。

私は、本来、制度の目的から対象外だということは御答弁も申し上げたはずでございます。

○山田(正)委員 外務省に聞いてみたら、T B T違反である、S P S違反であると言われたか言われていないか、それだけ答えてもらえばいい。もう余り時間がなくなるから、長々と答えなくて。○須賀田政府参考人 十三日に先生が外務省にお聞きになつた、その答えと同じ内容でございました。

○山田(正)委員 S P S違反、T B T協定違反のおそれがあるということですといふとすれば、外務省の審議官鈴木さんにお聞きしたい。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

農林水産省との協議の中で、外務省から、訴えられた場合、協定違反という判断が下るおそれがあ

あるという説明をいたしましたが、その判断の根拠でございますが、先ほど須賀田局長の方からも

御説明がございましたように、本措置の趣旨は、T B T協定で規定しています強制規格ということ

でございますので、それに沿つて御説明をさせていただきます。

委員御案内のように、T B T協定の第二条二項に、正当な目的のために強制規格を実施していく、制限としては、それが不必要な国際貿易の障害になつてはならないというふうに規定されているわけでございますが、不必要的障害とは一体何なのかということでございます。これは、正当な目的を達成できなかつた場合の危険性と、正当な目的を達成するためにとる措置のバランスを見るということで判断をするということになつております。

この場合は、食品の安全性でございまして、政

府の判断といたしましては、食品衛生法あるいはJ A S法による原産国表示において消費者に十分な安全情報を提供できるという判断に立てば、追加的な情報を個体識別表示を義務づけていない国

から求めるることは、これは国際貿易に言う不需要な障害になるおそれがあるということ、そういう申

し上げた次第でございます。

○山田(正)委員 今、審議官、そのような話をしましたが、いいですか、私どもが準備しているのは、アメリカに対する個体識別、それを求めるのではなく、鮫島議員が先ほども話したように、農場の群として、そういうものをまとめて、日本における個体識別対応とほぼ同じものと認めら

れるものの、いわゆるトレー サビリティー可能な、そういうものについての、それがトレー サビリティーができていますよ、できていませんよといふ表示なんですね。

いいですか、この条文をよく見てくださいよ。この条文では、「正当な目的の達成のために必要

である以上」というんです。あなたが最初に言つた、合理的相当な範囲内での制限は当然できるんだ、これは。だから、一個ずつ、一頭ずつ個体識

別を云々しろ、日本だって、カット工場ではロツトでやるわけだから、そんなことを言つてゐるわけじゃないのです。だから、このT B T協定では、

当然、

その目的達成のために合理的な範囲内での

貿易制限は、正当な目的のためにはできるわけ

ですよ、そうでしょう。

ただ、できるけれども、それが必要以上に貿易を制限してはならないというのです。トレー サビリティーのなされていない国からの牛肉の輸入を禁止しますよ。例えば、E Uが、成長ホルモンを使っている国からの、トレー サビリティーのなされていない牛肉の輸入を禁止した。当然、パネルで今でも争つている。日本はそんなものじゃないんですよ。単に、いわゆる合理的な範囲内で、トレー サビリティーがなされている、なされていないの表示だけなんだから。

それを外務省は、これで、まさにパネルに訴えられるとか訴えられないとか、そういうことを言うこと自体がおかしい。個体識別じゃなく群として、当然、今各州で、なされているもの、なされていないものがアメリカではあるわけだから、それについてはどうなのか、先ほどの鮫島先生に対する答弁と同じでいいのかどうか。いや、須賀田局長じゃない、審議官。

○鈴木政府参考人 今の御質問の趣旨は、個体識別表示ということではなくて、トレー サビリティーをしていくかしていないかという表示をすることが協定上違反かどうかという御質問であると理解しておりますので、それにお答えさせていただきま

す。

トレー サビリティーをしている、していないと

いうことを表示する目的が問題になると思いま

す。もしそれが食品安全性のための措置であると

いうことであるならば、これはS P S協定に従つて判断をするということになりますが、今回は、

トレー サビリティーを表示するしないという、今問題となつております法律は、T B T協定上、そ

てお答えをさせていただきます。

情報を探求するということが必要か必要でない

かということにつきましては、どのような目的で

情報を探求するのかということをございまして、それは、国際的に見た場合、日本の場合には、消

費者の不安を解消するために提供するということになつてゐるわけでございますが、その前提がもし安全性ということであるならば、政府の判断としましては、それは食品衛生法あるいはJ A S法で手当てされている。そのような判断をする国と

いうのが、当然ほかにも出てくるわけでございま

して、追加的な情報を提供するということが過重な負担であるということを言つてくる国があるこ

とは排除できないと思います。

その場合には、そういう追加的な情報を表示

することがどういう目的に従つてやつているのか

というのことを基準に、それが協定上整合的かどうかという判断をするということになります。それ

が、追加的な表示というのが、安全性ということではなくて、消費者に対して追加的な情報を提供

するという目的で行つてゐるということであれば、それに従つて判断をする。それがそういう中立的な目的であるならば、過去の例を見ましても、

それは過重な負担であるという判断を下される可

能性があるということは言えると思います。

○山田(正)委員 いいですか、いわゆる国内でト

レー サビリティーを実施して、それをきちんと表

示してゐる。そして、外国からの、トレー サビリ

ティーがなされている国もある、それについても

同様に表示する。そしてまた、トレー サビリティー

のなされていない国からのものは、ただそのとおりであると表示する。これはどう考えても、いわゆるT B T協定に言うところの正当な目的は、あ

なたも認めているんだから、達成のために必要で

ある以上の措置、制限、それじゃない。

これはまさに外交上の問題で、E Uは、先ほど

の成長ホルモンの問題で、成長ホルモンを使って

いるアメリカの牛肉の輸入の禁止までやつてき

て、今でもパネルで争つてゐるんですよ。日本は、

そこまではどうかと、单なる表示。ところが、その段階で、外務省は、まさにアメリカの国の大使館の利益を代弁しているかのように、パネルにも訴えられていない、訴える可能性がもしかしたらあるかもしれないというだけで、農水省に、そういう法律をつくつてはだめだと。そういう協議をすることが自体、これはまさに、日本国の生産者と消費者のためを考えていない。

むしろ、大臣にお聞きしたいんですが、パネルに訴えられるかもしれない、訴えられて結構、堂々と日本の主張を、合理的な相当な範囲内の制限であるという主張をすればいいんであって、例えば、須賀田局長とか審議官がいろいろとそれを心配することはない。須賀田局長は生産者のことと消費者のことを心配して、日本国の利益のために考えればいいことであって、むしろ、それがパネルに訴えられるか訴えられないかというのは、まさに政治的判断であり、政治家の責任である。もし、生産局長がそこまで言うのは出過ぎである。まさに大臣が、副大臣が、政治家が、これは本当に日本国の生産者と消費者、日本国の利益のためにどうあるべきかと、政治家が責任を持つて決断すべきである。

大臣、この問題は、これからWTOの交渉においても、アメリカは、今、日本に対して大変な要求をしてきている。それに対して、日本はまさに、その入り口の段階からして腰抜けである。

大臣として、農水省の官僚がどう言おうと、政治家が、我々が責任を持つてやるんだということでお、当然それに対して責任を持つてこの問題は日本国の利益のためにやるんだという決意、例えば今ここでどうしろということじゃありませんよ、いわゆる外務官僚、農水官僚の言いなりにならざりに政治家が判断しよう、これはどうするという判断は別ですよ、大臣としてそういう気持ちがあるかないか、それをお聞きしたい。

○鶴井国務大臣 いろいろ御発言をいただき、先般米この委員会でも御質問も受け、また私もいろいろ申し上げてきたことがあります。

今回の問題につきましては、BSEの発生までの段階で、外務省は、まさにアメリカの国の大企業に対するトレーサビリティのシステムのこと訴えられていない、訴える可能性がもしかしたらあるかもしれないというだけで、農水省に、そういう法律をつくつてはだめだと。そういう協議をすることが自体、これはまさに、日本国の生産者と消費者のためを考えていない。

消費者の不安の払拭、こういうことから、この牛肉に対するトレーサビリティのシステムのことをお願いしておるわけであります。BSEの未発生しろ、大臣にお聞きしたいんですが、パネルに訴えられるかもしれない、訴えられて結構、堂々と日本の主張を、合理的な相当な範囲内の制限であるという主張をすればいいんであって、例えば、須賀田局長とか審議官がいろいろとそれを心配することはない。須賀田局長は生産者のことと消費者のことを心配して、日本国の利益のために考えればいいことであって、むしろ、それがパネルに訴えられるか訴えられないかというのは、まさに政治的判断であり、政治家の責任である。もし、生産局長がそこまで言うのは出過ぎである。まさに大臣が、副大臣が、政治家が、これは本当に日本国の生産者と消費者、日本国の利益のためにどうあるべきかと、政治家が責任を持つて決断すべきである。

大臣、この問題は、これからWTOの交渉においても、アメリカは、今、日本に対して大変な要求をしてきている。それに対して、日本はまさに、その入り口の段階からして腰抜けである。

大臣として、農水省の官僚がどう言おうと、政治家が、我々が責任を持つてやるんだといふことで、当然それに対して責任を持つてこの問題は日本国の利益のためにやるんだという決意、改めてお聞きしたいと思います。

○山田(正)委員 やつと大臣らしい答弁に。

○鶴井国務大臣 というのは、本当にアメリカ大使館から大臣に、きのうお会いしたいという話もあつたよう聞いているけれども、そういうアメリカの圧力に屈せずに、ひとつきちんと日本の国益を政治家が守らなければ、官僚に任せてしまつたくなります。そのトライセラピリティーの問題でそう思つたわけです。ひとつしっかりとお願いしたいと思います。これは五分ぐらいで終わらせるつもりだつたんですが。

○山田(正)委員 大臣、今私の手元に、米国における発生状況と貿易の停止、解除というのがそれであるわけです。頻繁に、ベンシルベニア州から始まって、メイン州、バージニア州、ノースカロライナ州、ウエストバージニア州、テキサス州、それぞれどんどん発生し、停止をしさらに解除し、停止をし解除し、どんどんやつております。ところが、ドイツの家禽の発生については、これは国単位で禁止している。アメリカだけは州単位で禁止したり解除したり、頻繁にやつている。

○鶴井国務大臣 これは、かなりアメリカの外交的圧力に屈して、そのようなことをやつっているんじゃないかな、そういう懸念があるわけですが、家畜伝染病予防法、これを見ると、これは建前として国単位で禁止しきやいけないのじやないんですか。大臣、いかがですか。建前で結構です。

○鶴井国務大臣 このことにつきましては、米国との間に取り決めた家畜衛生条件、こういうものもあつて、また、家畜伝染病予防法によりまして、輸出政府が発行する検査証明書の添付、こういったことが必要になつておるわけでありまして、条件を満たしておれば輸入につきましてはい

ます。今米国におきましては、発生州以外、先生先ほどお話しの、二州、いろいろの州で発生したことに対応して、州単位での輸入停止措置を講じておられます。BSEの未発生のことは、あくまでも低病原性ウイルスによる発生であること、当該発生農場の鶏等の処分、消毒等の防疫措置が実施されていること、発生農家の移動制限が行われていることなど、このようないく総合的にいろいろ考えていかなければならぬ責任があるわけであります。

先ほど来お話をござりますけれども、先般お話を申し上げたようなどで、その後、何かアメリカ大使館からどうだとかこうだとか、こういうお話を耳に入つておりますし、私のところに書簡も昨日届いたようでございますが、私は、一昨日、このことにつきましてははつきり、この問題につきましては困難である、このことを申し上げたわけでありまして、いろいろの交渉につきましても、日本の大企業がどうだとかこうだとか、こういうおの命令を果たしてまいりたい、こう思つております。

○山田(正)委員 大臣、各国については国単位の意見を踏まえて判断したところでありますから、この法律どおり、家畜伝染病予防法の三十七条どおりに国単位で禁止すべきところを、州単位でやつてあるところがおかしいのではないかと僕は聞いているんですが、これ以上、時間もあります。

○山田(正)委員 大臣、各国については国単位であります。今米国からの、家畜伝染病予防法の改正がなされていて、州単位で禁止するようになります。これは、その条件の中に、発生した鳥インフルエンザは低病原性であることとなつています。ところが、家禽ペストは今度の改正で高病原性インフルエンザとなつてます。そうすると、家禽ペストそのものの事実上の発生であるとすれば、当然米国からの、家畜衛生条件によつて州ごとにどういうことには当たらない、当然国単位でこれは輸入を停止しなければならない。

○鶴井国務大臣 大臣、どうお考えだろうか。短くて結構です。

○鶴井国務大臣 今日までの経過、取り決め、こういったものがあるわけでありまして、先生御承知のとおり、九十日間以上発生していない、いろいろの条件があるのでありますので、その条件のもとに輸入をしておるわけでありまして、この取り決め、これらのことにつきましては、OIEでもいろいろのことがあるはずでございます。

○山田(正)委員 私の質問に答えていいんですね。でも、いいですか、大臣、これ以上言つても仕方がないと思うので。

私が言いたいのは、アメリカとの交渉において、

いいですか、例えばこの前の牛肉についても、かなり厳しく、特別セーフガードについて、アメリカは、法律では日本ができるのに、それをだめだと、そんなセーフガードの適用はだめだと、国際法、条約ではできるのに、そういう請求をかなり強硬に言つてきました。アメリカの外交とかヨーロッパの外交とかオーストラリアの外交もそんなものであります。

そうであつたら、例えばこの家禽ペスト、アメリカからの食鳥の輸入停止についても、アメリカの言いなりに、では各州ごとにやつて、輸入を停止する、禁止する、停止する、禁止するして、本当に国民の安心と安全が守られるとは思えない。いわゆるアメリカの言いなりに、ただ唯々諾々に、官僚たち、外務省官僚と農水省の局長、偉い人たちの言いなりになつて、そのままに日本の農民とか消費者はだめになつていてるんじやないか。そういうところをひとつ大臣、よく考えていただきたい。それ以上、難しい質問はもうしません。

それで、次に、今韓国で豚コレラが頻繁に発生しております。これは、日本が平成十二年の十月、豚コレラはもう発生しないんだということです。韓国もそれを追つてすぐワクチンの接種をやめた。韓国もそれを追つてすぐワクチンの接種をやめた。ところが、韓国はその後、非常に頻繁に発生して、それぞれの州でほとんどこうして豚コレラが最近発生している。日本の養豚業者も、例えば九州においてはすぐ隣である。韓国からいろいろな形で、人の交流、いろいろな物の交流も多い。非常に心配している。日本は、そういうことを考えたら、このワクチンの接種停止というのは早過ぎたんじゃないのか。非常に、私が会った養豚農家は、今不安におびえている。

もう一回ワクチン接種をやるか、あるいはもうちょっと柔軟に考えて、ワクチン接種をする人にはさせるとか、そういう方法はできないものか。大臣、私の質問は終わりましたので、時間が来ましたので、その点をひとつきちんとお答えいただければと思います。

○北村副大臣 豚コレラのことにつきましては、先生御指摘のとおり、国内の生産者の中にもワクチンを使いたいという方も、今もいるのも現実であります。しかし、清浄国を我が国は求めておりまして、清浄国になれば、我が国の豚肉等々を輸出できるわけでありますので、そういうことから考えて、日本の養豚の多くの方々がワクチンを使つことをやめようということになつたわけあります。

韓国におきましては、これはもう口蹄疫が出てから輸入は全く禁止をされているわけあります。そのため、私は、トレーサビリティー法案の問題で、これは大臣に質問通告していないんですけども、きょうの審議の流れの中で、野党四党の共同修正案について政府筋がかなり拒否的な答弁をされております。これにかかるで、まずはトレーサビリティー法案の問題で、これは大臣に質問通告していませんが、それぐらいの表示をするのは、最低限必要な他の事項に含むものではないのでしょうか。

○山田(正)委員 全力を挙げて厳重な検疫をやっていますといふのは口先ばかりで、実際には、韓国から日本に入つてくる人の出入り等々について、具体的に、例えば旅行者が入つてくる前にどういう規制をしているのか。一言だけで結構です。

○北村副大臣 人の規制は、これはできないわけでありまして、これは、入つてくる方々の靴底を、例えばターミナルで、飛行機からターミナルに入ると、ぬれたマットを敷いて、そこを歩かされ、歩いていた大半は、人ですね。あるいは、我が国から行つた方々は、生産者現場には、行くことには農林水産業の基本になる食料・農業・農村基本法、これに我が党は反対しましただけれども、しかし、これは、今生きている、一番基本にしなければならない法律事項です。となると、鮫島議員がこの基本法の第十六条に基づいてたしました。私は、それもそなうなんだけれども、第十八条にかかわって、それに違反する問題を含んでいるんではないかというふうに思えてなりません。

○中林委員 これで議論しても平行線をたどるばかりですので次に進みますけれども、私どもは、今、農林水産省所管大臣として一番基本にしていましたが、それがなければならないその基本法、それを本当に厳密に実行しようとするならば、当然こういう問題を避けて通るにはいかないということを指摘し、新たな法律案づくりなど、私どもこれから努力をしてまいりたいというふうに思います。

○山田(正)委員 それだけで嚴重な検疫をやつて、これが大切だと思います、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の生産において、緊急に必要があるときは、関税率の調査もお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○小平委員長 この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。」こうなつてゐるわけですね。

当然、競合する。国内牛生産と輸入牛の競合、これはずっと今まで言われてきた問題です。ということになれば、その他の必要な施策を講じなければならないというこの基本法の法のもとにおいて、当然輸入牛に対しての、私ども野党四党が提起をしている、少なくともこれはトレーサビリティーをして、輸入牛がそうでないか、それぐらいの表示をするのは、最低限必要な他の事項に含むものではないのでしょうか。

○龜井国務大臣 お答えをいたします。

今お話を、これはまた法律あるいはWTOの問題等々国際的な問題、これらがあるわけであります。

というのは、輸入牛肉に対して、本当に国民に安心を与えることができるのかということにかかる重要な問題があるからです。ですから、私は、今回の食品安全基本法に基づくさまざまな法整備の中につつて、そういう六割以上を占める輸入牛肉の安全性をほうつておくわけにはいかないだろう

といふふうに思うわけですね。

そういう意味では、食品安全基本法、さらには農林水産業の基本になる食料・農業・農村基本法、これに我が党は反対しましただけれども、しかし、これは、今生きている、一番基本にしなけれ

ばならない法律事項です。となると、鮫島議員がこの基本法の第十六条に基づいてたしました。私は、それもそなうなんだけれども、第十八条にかかわって、それに違反する問題を含んでいるんではないかというふうに思えてなりません。

○中林委員 これで議論しても平行線をたどるばかりですので次に進みますけれども、私どもは、今、農林水産省所管大臣として一番基本にしていましたが、それがなければならないその基本法、それを本当に厳密に実行しようとするならば、当然こういう問題を避けて通るにはいかないということを指摘し、新たな法律案づくりなど、私どもこれから努力をしてまいりたいというふうに思います。

そこで、今日の一番重要な問題である農林水産省設置法の一部改正案について質問したいと思います。

今回の設置法改正案では、農林水産省の食品と

しての安全性の確保に関する事務のうち生産過程

にかかるものに関する事を所掌事務として加えることになったわけですね。

それは、食品安全基本法のもとでリスク評価とリスク管理を分離して、リスク評価は食品安全委員会に行わせて、リスク管理は農林水産省と厚生労働省に行わせるという食品安全行政の整理に基づいて、これまで農林水産省の設置法には明記していなかつた食品の安全性の確保に関する事務を、生産過程にかかるものに関する事務を抜本的に見直しまして、今回の改正を契機に国民の健康の保護を第一に、食品安全行政の的確

な推進を図り、食に対する消費者の不安を払拭しうまいりたい、こんなふうに考えております。ところなんですが、こういう新しい視点が入ったといふことになると、これまでやつた行政すべてをそろいう視点で見直すということをお約束できますか。

○亀井国務大臣

お答えいたします。

今御指摘のとおり、今回の食品安全行政、そしてこれが、食品安全委員会で食品健康影響調査、リスク評価の結果を踏まえまして、農水省並びに厚生労働省と連携して、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の行程において施策を総合的に講じていくことが必要なわけでありますし、また、この考え方から、今回の設置法の改正において、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関することを所掌する旨を明確に規定したわけであります。

このよう規定の追加の中で、産業振興部門から分離独立した消費者行政、リスク管理業務を一体的に行う消費・安全局を創設する。それと同時に、リスクコミュニケーションを推進する、相互の牽制や緊張関係を持ちつつ、食品安全行政における透明性の確保を図ることであります。

また、地方農政局や地方農政事務所においてもリスク管理業務を担う消費・安全部を設けまして、農業の販売等に対する立入検査や食品表示の監視・指導など、リスク管理のための組織、体制を抜本的に見直しまして、今回の改正を契機に国民の健康の保護を第一に、食品安全行政の的確

な推進を図り、食に対する消費者の不安を払拭しうまいりたい、こんなふうに考えております。

○中林委員 午前中からも問題になつたところなんですが、こういう新しい視点が入つたといふことになると、これまでやつた行政すべてをそろいう視点で見直すということをお約束できますか、大臣。そうやられるわけですね、これで。

○亀井国務大臣 そのように努力をしてまいります。

○中林委員 そうしますと、農林水産省も食品安全性について取り組む、こういうことを言明されたわけですが、具体的に指摘をしていきたいと思います。

農林水産省は動物検疫を行つておられます。これまで農林水産省は、動物検疫というのはあくまで産業用動物の、それも産業用動物に被害を及ぼす家畜伝染病に限つて検疫を行つてきたわけです。

人畜共通感染は一切対象外ということにしてきたわけですね。しかし、この設置法の改正で、食品の安全性に取り組むということになれば、当然この人畜共通感染症に取り組まないということは正されるというふうになると思うんですけども、いかがですか。

○亀井国務大臣 御質問は、食品安全性の確保の観点から、人畜共通感染症、その対策にどう対処していくか、こういう御質問かと思います。

農林水産省におきましては、従来から、例えば結核病や日本脳炎などの人畜共通である家畜の伝染病疾患については、家畜伝染病予防法に基づいて発生の予防及び蔓延防止のための措置を講じておるわけであります。さらに、人畜共通感染症のうち、エボラ出血熱などの家畜以外の動物を介して感染する人畜共通感染症についても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして、動物検疫により水際での侵入防止措置を講じているところであります。

例えれば、ブルセラ病や結核病のよう、牛乳など食品を介して伝染するものもあり、生産過程における食品としての安全性の確保はこの観点から

も重要であります。今までの農水省は、私どもは人畜共通感染症、これを家畜伝染予防法の中の改正点ということでずっと要求をし続けていましたけれども、それはやらないといふことの答弁でした。

ただし、必要に応じて取り組まざるを得ない状況で、動物検疫は少しばかり行われている点もございます。

○中林委員 これまでの農水省は、私どもは人畜共通感染症、これを家畜伝染予防法の中の改正点ということでずっと要求をし続けていましたけれども、それはやらないといふことの答弁でした。

ただ、例えばO157、これは、牛の大腸の中には腸管出血性大腸菌といって、あります。それに腸管出血性大腸菌といつて、ありまして、それがだけでは病原性を示さないわけです。それがふん尿として出ていつて何か食品とくついたときに食中毒になるということで、そういうものについ

ては日ごろ適正な飼養管理をやるといううことによつて感染リスクをなくすという対応しかないとおっしゃるのです。

それで、今回の家畜伝染病予防法の中で、法律上、飼養衛生管理基準を決める、家畜の所有者はきちっとこれを守りなさいということを言うわけ

でございまして、こういうものの遵守を義務づけることによって、O157のような問題に対してもリテイディスが主流となつております。これは、輸入ひながサルモネラ菌に汚染され、その輸入ひなをもとに生まれた採卵鶏がサルモネラ菌に汚染され、生んだ卵もサルモネラ菌に汚染されたことによって広がつた、こういうふうに考えられております。そうすると、動物検疫に基づく輸入ひなをもとに生まれた採卵鶏がサルモネラ菌に汚染されることは当然不可欠になつてくるわけです。

同様に、この委員会でも相当問題になつておりますが、輸入生体牛のO157検査や人に厳しい下痢を引き起こすクリプトスピロジウムの検査も

法律に基づきまして、動物検疫により水際での侵入防止措置を講じているところであります。

例えれば、ブルセラ病や結核病のよう、牛乳など食品を介して伝染するものもあり、生産過程における食品安全性の確保はこの観点から

疫とか結核、口蹄疫はウイルス、結核病は細菌なんですか、それを見つけて淘汰する、こういうことによつて防疫できるものはそれでいいわ

けです、やるわけです。それから、サルモネラ菌も、ひなについておつた、それを動物検疫でやるかというと、これはOIEの基準にございますので、相手国に一定の条件を課して、それのないものを入れる、こういう対応ができるわけです。

ただ、例えばO157、これは、牛の大腸の中には腸管出血性大腸菌といつて、あります。それに腸管出血性大腸菌といつて、ありまして、それがだけでは病原性を示さないわけです。それがふん尿として出ていつて何か食品とくついたときに食中毒になるということで、そういうものについ

ては日ごろ適正な飼養管理をやるといううことによつて感染リスクをなくすという対応しかないとおっしゃるのです。

それで、今回の家畜伝染病予防法の中で、法律上、飼養衛生管理基準を決める、家畜の所有者は

きちっとこれを守りなさいということを言うわけ

でございまして、こういうものの遵守を義務づけることによって、O157のような問題に対してもリテイディスが主流となつております。これは、輸入ひながサルモネラ菌に汚染され、その輸入ひなをもとに生まれた採卵鶏がサルモネラ菌に汚染されることは当然不可欠になつてくるわけです。

同様に、この委員会でも相当問題になつておりますが、輸入生体牛のO157検査や人に厳しい下痢を引き起こすクリプトスピロジウムの検査も

法律に基づきまして、動物検疫により水際での侵入防止措置を講じているところであります。

例えれば、ブルセラ病や結核病のよう、牛乳など食品を介して伝染するものもあり、生産過程における食品安全性の確保はこの観点から

けですよ。

○須賀田政府参考人 今先生言われました、いろ

ですから、国内では、ふん尿処理では義務づけて、罰則まで設けようとしている。それはやはりこういう汚染をなくしていこう、そういうことで、私たちも賛成しているわけですよ。だから、そういう意味では、こういう一番水際でやらなければならない、非常にいろいろ危惧がある問題は、ちゃんとやるべきだというふうに思います。

も、こういった新しい問題、動物由来感染症対策について強化を検討しておるところでございま

ならない事態にもならなかつただろうというふうに思うわけですね。

うに思います。

○須賀田政府参考人 ペット鳥につきましては、ただいま、ウエストナイル感染症対策のために私も協力をしているということをございます。どうもありがとうございます。

それで、私は医学的知識をお使いしなくていい人ですけれども、今後、ペット検疫を全面的にに行う考えがおありなのか、そして、農水省は、もつと率先して動物検疫をペマツトを全面的にやる、こういふのをめざしたい。

わざわざと、おもとじのに変わらしゆるものが入ってきていますからね。そういう意味では、私は、実際に今入ってきているものの国民に対する安全確保、これをやはり行政はしなくてはいけないと思います。

九十七年のときに、家畜伝染病予防法の改正の際に、動物検疫として、実はペット検疫を行うことを強く要求してまいりました。これに對して、当時の農水省は、頑としてそれを拒否されました。

感受性動物になつてゐるとか運び屋になつてゐるとかいうことが明らかになつた際に、それを防ぐためのものとして、私どもは検疫の対象にしていきたいと考へておきます。

○渡辺(具)大臣政務官 ペットの検疫につきまして、先ほどは、ペットの鳥に関して、一つの例として対応ぶりを御説明させていただいたわけでござります。

言つてもいい状態です。今の農水省の見解では、まだまだ実は及び腰だというふうに思います。本当に日本国民の健康を考えているならば、食品安全基本法のもとで、国民の健康保護が最も重要だ、こう位置づけているのですから、当然、人畜共通

○渡辺(具)大臣政務官 ベストという新しい検疫の問題でございますが、昨年、米国ではウエスト・ナイル熱の流行地域が拡大いたしまして、四千名を超える患者となつておりますし、そのうちの二百五十名以上が死亡したという大変大きな問題に

○中林委員 こういう非常に大きな被害を与えること、厚生労働省が農水省に要請をして、やつとことしの四月からこのウエストナイル熱に対する検疫だけが行われるようになりました。

三月からプレーリードッグを輸入禁止にしたところです。こういうことで、今、動物に起因する感染症の対策のために、こういった水際作戦を強化しているところでございます。

狂犬病は確かにやつてゐるけれども、それ以外は全く野放し状態。象、クマ、パンダ、コアラ、猿、チンパンジー、キツネ、テン、ミンク、イタチ、トラ、ライオン、猫、スカンク、インコ、オウム

染症部会におきまして、こういう問題に対する
ワーキンググループを設置いたしまして、感染症
法を見直そうということで検討に入ったところで
ございまして、こういう問題について必要な措置
の検討をして、今後の方向性について、

などなど、それはあらゆるもの、こうしたものの力を持ち込まれていても動物検疫をやつていないのですよ。今怒っているような感じが見受けられましたけれども、本当にやつっていない。もう驚くべき事態です。

○北村副大臣 農水省とすれば、今、厚生労働省と連携をしながら、人畜共通感染症にかかるる問題であれば、これはやはり検疫を強化していくべきです。

て、その衛生管理をやらなきやいけないということで、農林水産省と協力いたしまして、米国、カナダ当局に対しまして、現地でこういったペットが蚊の吸血を受けないような飼育の管理を徹底してほしい、それから、輸入するときの飛行機の中でもそういうことがないようにという輸入監視の強化を、農林水産省と協力して行つたところであります。

私、島根県の松江市に住んでおりますが、そこ
にフォーゲルパークという、世界じゅうのオウム
が集まっているのが開園しているんですが、実は
職員がオウム病に感染しまして、これを閉鎖し、
今はやつと治つて、また開園しているわけですけれども。
そういうものが水際でちゃんととめ置き
されているならば、そこでちゃんと検査されてい
るならば、当然、人にこういうことと自体がうつら
ない、まさに、そういううつりの施設も月がさなけれ
ば

るを得ないだらうな、こう思います。
ただ、私も、獣医師という仕事を持つておる身
からすると、野生動物をペットとするのはやるべき
ではない、つまり、逆に、ペットを輸入するこ
とについては規制すべきである。犬、猫くらい
がペットであって、あと野生動物については、水
際で防ぐではなくて禁止すべき。そのぐらいの
ことをした方が、この人畜共通感染症を予防する
ためには最高の手段ではないのかな、私はこのよ

賞用というんでしようか、それも公的なところでの観賞用、あるいは、研究というような立場、そういう限定したものについては輸人についてある程度認めなければならぬのかな、そういうものについての検疫については十分な対応をしていかなければならぬ、このように思つてます。

私が十三日の日に答弁をしたのは、それ以外の産業動物、つまり生体で入つてくる家畜等々の輸入検疫については、先生が御指摘の感染症あるい

は伝染病というものを防ぐためには、実は、いろいろなところでやるよりは、ある程度絞られた空港ですとか港ですか、そういうところの方が水際として防ぐことができる。そういう意味では、今、生産者の方々やいろいろな方々の御理解をいたしてやっている我が省の動物検疫については、私は、それなりの成果を上げていると。

今後、大臣もお話しのおり、人員体制の整備、強化をしていきながら、先生の御指摘の動物検疫については、国民から不安のないような形でやっていきたい、このように思っております。

○中林委員 動物検疫は、要するに絞り込んでやっているから、やつているんだという話なんですよ。だから、本来、先進国であるならば、ペットも含め、人畜感染症も含めて、そこでちゃんと水際検査をやつているにもかかわらず、やつていいないという実情を私は申し上げておき、今後はちゃんと取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、飼料安全法についてただしますが、先日の食品安全基本法の連合審査の際にも質問したわけですから、飼料の安全性は食品の安全性に直結する、こういうことだと思うんですね。だから、飼料の安全性確保は極めて重要な問題です。昨年、私が当委員会で問題にしたんですが、輸入飼料における無登録農薬の使用問題について、当時の大臣が調査をする、こういうふうに約束をされました。その後この調査がどこまで進んで、今の時点では報告されるものがあるのかどうなのか、今後どのように無登録農薬をチェックしていくおつもりなのか、簡潔に御答弁いただきたい。膨大なものだと思いますので、なるべくわかりやすく、簡潔に言つていただきたい、重立った国でいいですから。

○須賀田政府参考人 私ども、飼料輸入の主要国、アメリカ、カナダ、中国、オーストラリア、アルゼンチンの五ヵ国につきまして、主要な輸入飼料作物について、農薬の残留基準の設定状況と使用状況、これを委託調査によつて行つたわけでござ

ります。

まず、米国でございます。トウモロコシ、マイコ、麦類、綿実、乾牧草で、百四十八成分について残留農薬基準が定められておりました。カナダでは、麦類及び菜種で二十八成分。中国では、トウモロコシ、米、大豆で八十五成分。オーストラ

リアでは、トウモロコシ、麦類、マイコ、綿実で百七十一成分。アルゼンチンでは、トウモロコシ及びマイコについて五十九成分でございました。そして、我が国への輸入量の多い飼料作物について使用されている農薬でございます。

アメリカでトウモロコシで五十九成分なんですねけれども、そのうち私どもが定めておるのは五成

分。カナダの麦類、菜種に使用されているのが、向こう側は百七成分なんですけれども、私どもが定めておりますのが十成分。中国のトウモロコシ、米、大豆に使用されている、向こうが定めておりますが十四成分。オーストラリアの綿実、菜種、これも、私どもは三成分ということで、まことに恥ずかしい結果になつておるわけでございまして、飼料中の農薬の残留基準値、まず飼料安全法に基づく規格にしたいことと、こういう状況で

ござりますので、農薬の成分等を追加して外国に負けないようにしたいということで、現在、農業資材審議会において検討を行つてあるところでござります。

○中林委員 くしくも、恥ずかしい状況だといふうにおっしゃいましたね。あのときも指摘をしていましたが、日本の場合は四十農薬しか実は基準値を設けていないことなので、それだけ無

りにもたくさん輸入飼料に対して使われていた実態が、今初めて明らかになつたと思います。

○須賀田政府参考人 建設的な御意見でござりますので、輸入される飼料中の残留農薬についてモニタリング調査を実施いたしまして、懸念がその結果生ずるという場合には、暫定的な指導基準の設定、あるいは輸入の抑制等、適正なリスク管理というものを検討していきたいと考えております。

○中林委員 飼料の中でも、非常に私は危惧を感じているものがございます。それはアフラトキシンの汚染の問題ですね。

これは史上最強の発がん性物質だと言われているわけですね。だから、その飼料が牛に取り込まれて、そして代謝されて、牛乳にアフラトキシンの濃度は〇・〇〇九ppb、最大でも〇・〇二九ppbでございました。したがいまして、先ほ

もりでしょか。

○須賀田政府参考人 基本的には飼料の残留農薬基準を追加してやりたいということでござります。

手続的に、厚生労働省と連携をとる必要があるわけでござりますけれども、食品安全委員会が設置されました後は、その食品安全委員会に、農薬のリスク評価、一日当たりの摂取許容量を評価

をしていただきたい、それを踏まえて私の方の飼料の残留基準を設定したい、こういう手続で進めていきたいと考えております。

○中林委員 きょう朝、ホルモン剤の使用の話がありましたがけれども、実は基準を設けるまでにかなりやはり時間がかかるんですよ。追加すると向こう側は百七成分なんですねけれども、私どもが定めておりますのが十成分。中国のトウモロコシ、米、大豆に使用されている、向こうが定めておりますが百八十六成分なんですねけれども、私どもが十四成分。オーストラリアの綿実、菜種、これも、私どもは三成分ということで、まことに恥ずかしい結果になつておるわけでございまして、飼料中の農薬の残留基準値、まず飼料安全法に基づく規格にしたいことと、こういう状況で

そうすると、少なくとも私は、暫定基準ぐらいは設定して、やはりきちっと措置をするべきだというふうに思うんですけども、そのぐらいなことは、四、五年はかかるだろうと言われていますので、そういう早く適用ができるような形、それなりやはり時間がかかるんですよ。追加すると向こう側は百七成分なんですねけれども、私どもが定めておりますのが十成分。中国のトウモロコシ、米、大豆に使用されている、向こうが定めておりますが百八十六成分なんですねけれども、私どもが十四成分。オーストラリアの綿実、菜種、これも、私どもは三成分ということで、まことに恥ずかしい結果になつておるわけでございまして、飼料中の農薬の残留基準値、まず飼料安全法に基づく規格にしたいことと、こういう状況で

そうすると、少なくとも私は、暫定基準ぐらいは設定して、やはりきちっと措置をするべきだというふうに思うんですけども、そのぐらいなことは、四、五年はかかるだろうと言われていますので、そういう早く適用ができるような形、それなりやはり時間がかかるんですよ。追加すると向こう側は百七成分なんですねけれども、私どもが定めておりますのが十成分。中国のトウモロコシ、米、大豆に使用されている、向こうが定めておりますが百八十六成分なんですねけれども、私どもが十四成分。オーストラリアの綿実、菜種、これも、私どもは三成分ということで、まことに恥ずかしい結果になつておるわけでございまして、飼料中の農薬の残留基準値、まず飼料安全法に基づく規格にしたいことと、こういう状況で

ことになるわけですけれども、しかし、これが厚生労働省の方から検査されて、各地域分けて、それぞれ市販されている牛乳を調査されたわけです。これがどうしても必要になつてくるというふうに思つてます。

○須賀田政府参考人 厚生労働省は、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて調査した中で、その基準値よりもかなり低いので問題ないというような結論を導き出されているようですね。追加すると日本は、自分の国で用意されたものではないわけですから、当然厳しい基準値、それから検査も、モニタリングをされてはいるんですけれども、非常に少ないです、モニタリング。

だから、そういう意味では、抜本的に検査率を引き上げる必要があるというふうに思つてます。が、まず厚生労働省、この問題にはどう取り組むのか、そして農省はどうするのか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○瀧辺(具)大臣政務官 先生御指摘のアフラトキシンM₁の基準値に関する問題であります。

アフラトキシンM₁というのは、先生もおつやつたとおり、アフラトキシンB₁が飼料を通して牛に摂取されまして、牛の体内で変化して生成されるものであります。我が国におきましては、このM₁に関する基準値は設定いたしておりませんが、平成十三年に設定されました国際基準では、〇・五ppbということになります。

我が国におきます牛乳中のアフラトキシンM₁の汚染実態は、先生も御指摘のとおり、平成十三年度に厚生労働科学研究により調査いたしました約二百件の検体について検査しましたところ、平均濃度は〇・〇〇九ppb、最大でも〇・〇二九ppbでございました。したがいまして、先ほ

ど申し上げた〇・五ppmという国際基準を大幅に下回っているという結果でございます。これらの結果につきましては、昨年五月に開催されました衆事・食品衛生審議会に報告いたしました。我が国の牛乳中の汚染実態は、申し上げましたとおり、国際基準を大きく下回っているということから、国民の健康確保に支障はない、したがつて直ちに基準値を設定する必要はないと考えております。しかしながら、今後ともこういう問題に対する研究の進展を見ながら、あるいは飼料中の基準を設定されます農林水産省とも連携いたしましてその実態把握に努め、必要ならば措置を検討してまいりたいというふうに考えております。

○須賀田政府参考人 輸入トウモロコシについて、

肥飼料検査所が年間三百件程度のサンプルについてアフラトキシンの検査を実施しております。今

のところ行政指導基準が飼料に一〇ppm、一ト

ン中に一ミリグラムでございますけれども、これ

を超えた検出というのは、事例は今のところない

わけでございます。

ただ、行政指導上の基準でございますので、こ

れを厚生労働省とも連携をとりながら、飼料安全法に基づく法令上の基準として見直す必要がある

といふことで、現在、基準値の見直しを含めて審

議会で審議を願つているといふことが一つ。

それから、アフラトキシン、カビ毒の一種でござりますので、アメリカなどで異常気象、干ばつ等が起こりますと、突発的に発生する可能性がございます。このような場合には、今度の法律改正において、有害なこういふものが含まれていける可能性があれば、農林水産大臣が指定をいたしまして、輸入を届け出させていただきまして、我々が検査に入りまして、検査の結果、基準を超えるような有害なものが含まれているといふことがわかつりますれば輸入をとめる、こういふことができるようになります。この改定の中に入れておりますので、このうような措置を活用して、安全性の確保に努めていきたいと考えております。

○中林委員 史上最强の発がん物質ですから、こ

れは厚生労働省としても農水省としても、基準強化とそれから検査率の引き上げをぜひ要求しておきたいと思います。

そして、最後に、大臣、実は動物検疫所あるいは肥飼料検査所、その人員体制の問題ですけれども、北村副大臣は胸を張つて大丈夫だというふうにおっしゃるんですけども、私は、肥飼料検査所、これで二回行つてしまひました。実際、飼料が港に揚がる鹿島港にも行つてまいりました。サンプリングといったって、本当にたつたこれだけやるのと、いうぐらいしかサンプリングしないんですよ。もう物すごい船で船積みしていくわけですよ。そのうちの横のところに棒突つ込んでとるわけですけれども、食品衛生検査員、検疫の方も輸入のうちの二・八%しか検査していない、九割以上検査していないんですよ。では、飼料の方はどうかといつて調べると、この食品の方よりも四十分の一、もうほとんどやつてないに等しいと、いう状況です。

この間から財務副大臣が、農水省から食品安全に関する財政的支援の要請があるならば受け立つ、こうおっしゃついているわけですね。私もずっと農水省の人に、何で人がふえないのと言うのですけれども、なかなか、もごもごといつて言われる。だれかが上から押さえているのかなとうふうに思われるを得ないんだけれども、本当にこれだけ自給率の低い、六割は輸入に頼つていて、これがからこの食品安全行政をどう担つていくかと、いうことは物すごく大事だといふうに私は思うんです。ずっとさまざまな御意見や御答弁を聞いていまして、やはりもう一回原点に返つてきつと決意を、この際農林水産大臣は決意に基づいて、これからこの食品安全行政をどう担つていくかと、いうことは物すごく大事だといふうに私は思うんです。すつとさまざま質問を聞いていまして、も、何か枠をつくつて、その枠組みに非常に力を入れていて、では一体その中身をどうするのか、ではこれからどう推進していくのかといふ点で、なかなか明確になつていらない部分があつたような気が私はするんですね。

ここで改めて申し上げるまでもないことなんですが、BSE問題にかかる行政対応の問題点ということが検討委員会で指摘されました。BSEの前にも〇・一・五・七あるいは口蹄疫あるいは雪印食中毒事件、さまざまな事件がありましたが、その都度、食品安全について何とかしなきやいなかないといふうに言いながら、結局はBSEという大変大きな重大な食品の危機といふ問題が起きました。

そして、一番のリスクを減らす道は、食料自給率を引き上げること、これだと思いますけれども、その点、大臣、絶対抜本的体制をとるんだ、財務省とだんとぶつかつてやつていくんだ、こういう決意をぜひお聞きしたいものだと思います。

○亀井国務大臣 動物検疫や飼料の検査を的確にする、これも大変重要なことでございまして、今日も動物検疫所につきましては、十四年度、十五年度、十二名、十六名、増員をしておりますし、あるいは飼料の関係につきましても、肥飼料検査所、十五年度には八名増員、こういうこともしてあります。引き続き、増員の要求をいたしまして、安全な食料確保のために努力をしてまいりたい、名では全然だめです。十倍ぐらいぜひ引き上げてください。

○小平委員長 次に、山口わか子君。

○山口(わ)委員 社会民主党の山口わか子でございます。いよいよ私が最後ということになりました。いよいよ私が最後ということになりました。いよいよ私が最後といふことになりまして、食品安全基本法に始まりまして、その関連の農林水産省関連の法案の改正をどうするかということにいよいよ最終となつたわけです。

私は、今までさまざまな御意見や御答弁を聞いていまして、やはりもう一回原点に返つてきつと決意を、この際農林水産大臣は決意に基づいて、これからこの食品安全行政をどう担つていくかと、いうことは物すごく大事だといふうに私は思うんです。すつとさまざま質問を聞いていまして、も、何か枠をつくつて、その枠組みに非常に力を入れていて、では一体その中身をどうするのか、ではこれからどう推進していくのかといふ点で、なかなか明確になつていらない部分があつたような気が私はするんですね。

そういう意味で、今までの議論を聞いています。本当にそのなかとかいうところが、やはりまだしつかり私たちの心に響かないというふうに思つてゐるわけです。

私がずっと聞いていてそういうふうに思つたんで

すけれども、その辺で、まず最初に大臣の決意、本当にこれから、どんなことが起こるかもしれないんです。今まで起つた、BSEじゃない問題が起つて、本当にそのなかとかいうところが、やはりまだしつかり私たちの心に響かないというふうに思つてゐるわけです。

○亀井国務大臣 お答えをしたいと思います。

委員御指摘のように、BSEの問題あるいは無登録農薬の問題、こういう発生を背景として、こ

の食品安全委員会あるいは私どもその中の

リスク管理部門を受け持つわけでありまして、そういう面では、消費・安全局を設置する、あるいはまた地方農政事務所の設置、あるいは本省あるいは地方を通じて、このリスク管理体制を整備するわけであります。

私も大臣に就仕いたしまして、新しい組織と新しい体制でこのことをやるわけでありますから、一般来、委員の皆さん方からも、職員の意識改革の問題、これに対する意識改革の問題等々につきましても、いろいろと御質問も、また御意見も、お考えもちょうだいをしておるわけであります。

ぜひ、そういう面で、管理体制とあわせて、生産資材安全性の確保、そして使用適正化を図る食品安全関係の法の改正、これら取り組み、消費者の視点に立った行政、こういうことを、農林水産行政の転換、こういう意味でスタートさせるときであるわけでありまして、その辺を踏まえて、新しいスタートと同時に、体制とあわせてソフトの面でも、そして職員の意識改革、これは私が先頭に、関係の諸君にそのことをしっかりと指示しなければならない、このように思つております。それらを踏まえて、食の安全の確保のために懸命の努力をいたす決意であります。

○山口(わ)委員 その決意をぜひ政策に生かしていただきたいというふうに思つて、その御意見を伺つた中で聞きました。食品安全基本法と農林水産省の今回の改正との関係について、今の御意見を伺つた中で聞きました。食品安全基本法と農林水産省の今回の改正について、例えは、食品安全基本法には、農薬取締法第一条の三の公定規格を設定、変更、廃止する場合には農林水産大臣は食品安全委員会に意見を聞かなければならないということになつてゐる。現行の法律、農薬取締法では、農林水産大臣は、農薬について、「その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格を定めることができる。」というふうになつてゐるわけです。

普通に考えますと、この部分も、食品安全委員会の意見を聞いて定めることができますといふ

にならなきやいけないんじやないかと思うんです。それはなつてないわけですね。農林水産大臣が定めることができるという部分だけを考えましは、地方を通じて、このリスク管理体制を整備するわけですね。

私は大臣に就仕いたしまして、新しい組織と新しい体制でこのことをやるわけでありますから、一般来、委員の皆さん方からも、職員の意識改革の問題、これに対する意識改革の問題等々につきましても、いろいろと御質問も、また御意見も、お考えもちょうだいをしておるわけであります。

ぜひ、そういう面で、管理体制とあわせて、生産資材安全性の確保、そして使用適正化を図る食品安全関係の法の改正、これら取り組み、消費者の視点に立った行政、こういうことを、農林水産行政の転換、こういう意味でスタートさせるときであるわけでありまして、その辺を踏まえて、新しいスタートと同時に、体制とあわせてソフトの面でも、そして職員の意識改革、これは私が先頭に、関係の諸君にそのことをしっかりと指示しなければならない、このように思つております。それらを踏まえて、食の安全の確保のために懸命の努力をいたす決意であります。

○山口(わ)委員 その決意をぜひ政策に生かしていただきたいというふうに思つて、その御意見を伺つた中で聞きました。食品安全基本法と農林水産省の今回の改正との関係について、今の御意見を伺つた中で聞きました。食品安全基本法と農林水産省の今回の改正について、例えは、食品安全基本法には、農薬取締法第一条の三の公定規格を設定、変更、廃止する場合には農林水産大臣は食品安全委員会に意見を聞かなければならないといふ

言にならない理由は何でしようか。これはやはり、食品安全基本法が本当に基本法ですから、それに基づいて、例えば農薬に関するさまざまな有効成分の量とか含有が許される有害成分の最大量、そういう必要な事項についてはきちっと食品安全委員会にすべてを聞くという文言にならない理由は何でしようか。

○須賀田政府参考人 食品安全基本法の二十四条の一項二号の中に、農薬取締法第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、もしくは廃止しますれば、農薬取締に規定がなくても、農林水産大臣はこの基本法の規定に縛られまして、公定規格の設定、改廃を行う場合には必ず食品安全委員会の意見を聞くことになります。

なお、この農薬の公定規格というのは、申し上げますと、銘柄ごとに一定の薬効の保証、それから農作物の被害の防止のために有害成分の最大量、こういうものを定めて、登録の際に、それを想定していたわけですが、本来はそういうことを見ながら登録するという、本来はそういうことを定めていますけれども、その定める当たりまして、農薬の場合、物すごく増加しましたし、それから環境へのリスクだと、いっぱいリスクも生じてまいりまして、今は安全性のための登録保留基準というのを定めています。これは環境省あるいは厚生労働省と連携して定めますけれども、それから農薬の公定規格を定めなければならぬといふにしんどいことがあります。

ただ、この公定規格を廃止していくかといいますと、将来何が起こるかわからない、品質の保証を求めることがあるだろうということで、制度として取り消しはしていいんですけども、そういう事情がございますので、現在、農薬の公定規格を定めています。

○山口(わ)委員 今まで、この法律、農薬取締法ができて以来、二十三年ですから、農林水産省が定めてこなかつた公定規格を、今は変更したり廃止したりしようとしないという答弁だと思いますけれども、これから先もそうなんでしょうか。そういう予定でいるんでしょうか。

○須賀田政府参考人 食品安全基本法に、この部分だけは、「意見を聽かなければならない。」というふうになつてあるわけですね。でも、そうでない、な定めがないわけでございます。

○山口(わ)委員 食品安全基本法に、この部分だけは「意見を聽かなければならない。」というふうになつてあるわけですね。でも、そうでない、な定めがないわけでございます。

○山口(わ)委員 食品安全基本法に、この部分だけは「意見を聽かなければならない。」というふうになつてあるわけですね。でも、そうでない、な定めがないわけでございます。

○山口(わ)委員 食品安全基本法に、この部分だけは「意見を聽かなければならない。」というふうになつてあるわけですね。でも、そうでない、な定めがないわけでございます。

とと思うんです。
今局長が言われましたように、この公定規格は、現存はあるんでしようか、ないんでしようか。さつまつたものであります。

○須賀田政府参考人 先ほど申し上げましたように、公定規格を定める趣旨というのは、農薬を登録する際、その公定規格が一定の薬効あるいは有害成分を含み得る最大量、そういうものを定めるのが決めたものを食品安全委員会に提出して意見を聞くというのは、むしろ逆に、食品安全委員会に對して失礼じゃないかなというふうに私は思うんですね。この法律の趣旨からすると、そういうふうに与えられると思うんですよ。

ですから、今までの公定規格をそのまま追認する場合も食品安全委員会の意見を聞くことになるんでしょうね。

○須賀田政府参考人 食品安全基本法の規定の中には、農薬の公定規格の設定、改廃に当たっては、食品安全委員会の「意見を聽かなければならぬ」という規定でござります。この規定でござりますので、農薬の公定規格の設定、改廃に当たっては、食品安全委員会の意見を聞いて、食品安全委員会は、食品を通ずる健康影響評価、いわゆるリスク評価をするわけですが、その意見は尊重しなければならないわけです。農林水産大臣が定めることができる、農薬取締法に書いてありますけれども、その定める当たりまして、食品安全委員会の意見を聞いて、食品安全委員会は、食品を通じる健康影響評価、いわゆるリスク評価をするわけですが、その意見は尊重しなければならないということになつております。

○山口(わ)委員 ですから、やはり農林水産省の規定も、食品安全委員会の意見を聞いて行うといふふうにしないと、ちょっとと考えますと、例えは公定規格の農薬で大きな被害が出たり、安全性に疑惑が生じたような場合に、農林水産省はその責任を食品安全委員会に転嫁できるというふうに考

るわけですから、その辺は農薬取締法を担当する立場としてどう考えているのか、お答えください。
○須賀田政府参考人 公定規格に代替する登録保留基準というものを作成していると先ほど申し上げました。この登録保留基準を策定するに当たりましては、その部分の食品を通ずる健康影響評価、要するに、農薬に含まれる成分を一生涯食べ続けることとして、一日当たりの許容量を評価を食品安全委員会に諮りまして、その後に定めるという仕組みにしておりまして、公定規格にかわります基準について食品安全委員会に聞くことになつておるところでございます。

それで、公定規格の将来性はどうかという話でございます。

今後、農薬に対する消費者の考え方がどう変わ

り、農薬の銘柄がどのようなものが開発されるか、

現時点で推測困難でございまして、場合によつては、品質保護のため公定規格を定めよという意見が強くなることも考えられますことから、公定規

格制度としては残しておるということをございま

すけれども、今までのところは具体的に定めたものがないので、ない以上は、食品安全委員会に聞

くといふこともないという状況になつておるところでございます。

○山口(わ)委員 先ほど、私は、食品を安全に入れることが非常に重大で、そのためには基本法があつて、さまざまな改正があるということの大

臣からの決意もいたいたわけです。

國民が望んでいる食品安全というのは、どういう

ものかと考えたときに、やはり、化学合成物質の

使用はできるだけ減らさなければいけない、遺伝子組み換え技術に頼らない食品に切りかえなければいけない、有機農業を振興しなければいけない、そして農薬も抑制しなければいけない、食品添加物の抑制、そして地産地消の推進もしなければいけないという、非常に大事な食品安全というものに対する消費者の安全を得るために、農業

も、農業ですからね、安全な農業というのは私はないと思うんですね。農業というのは、やはり何

らかの形でさまざまな危害を加えるということはいつも想定しておかないとけないんじゃないかな

というふうに思つてます。

ですから、そういう意味で、この農薬取締法にかかるすべての条項については、やはり食品安全委員会の意見を聞きながら進めていくというこ

とが非常に大事だと思いますから、ここで押し問答していく実はしようがないので、そこはせひ、

そんなふうに農林水産省としてもきちっとしてい

ただかなければいけないというふうに思つています。

そして、次、やはりこれは農薬の問題に関する

わけですが、今私が申し上げましたように、食品安全という立場から考えたときに、特定農業を指

定したり変更したりするときに食品安全委員会に意見を聞くということになつておるんですけど、こ

の特定農業に対する農水省への批判というのは非常に大きいわけですね。だれが考へても、むしろ

消費者が考へても、一体この特定農業というのは何なのかというふうに、だれもが不信感を持って

考へると思うんです。

そうなつたときに、何で特定農業をわざわざ今

回の食品安全基本法関連の農薬取締法の中に入れ

たかということが、既にもう、はつきり言つてよ

くわからない。つまり、私が、無理に、無理にと

いいますか、疑いをかけますと、地産地消運動と

不安が広がっているというふうに考へても不思議

じやないと思つてますね。

特定農業というのは、そもそも、農作物や人畜、

水産動植物に害を及ぼすおそれがないものなん

です。ですから、自然の食品を使ったというふうに

考えていいわけですから、それを化学農薬と一

緒にするということ自体がやはりおかしい、通

常私たち人間が口にしているものが何で農薬とし

て扱われなければならないのかということが、非

常にこれは、私も含めてですが、消費者の皆さん

はもちろん、何でこれが農薬なのということで、

とか牛乳を特定農業として決めた理由というのは

何にもないじゃないですか。では、例えば、牛乳を私たちが飲むと農薬として害になるわけですか。

○須賀田政府参考人 だから、農薬として牛乳をまくと害になつて、人間が食べるとき害にならないというのは、そ

ういう理解というのは全くこれはできないことに

なるわけですよね。

ですから、これを農薬として扱うことの意味、

殺菌、除草等の薬剤なんです。そういう機能を有

しているのが農薬でございまして、特定農業も農

薬なんです。特定農業もそういう機能を有してい

るんです。ところが……（発言する者あり）アイ

ガモは農薬ではありません。カモです。

そういう農薬の中で、安全性の審査を受けてい

ない無登録のものの流通は禁止するということに

しているんですけれども、原材料から見て明らか

に人畜に安全なものを、農薬の中の特定のものだ

ということで、特定農業というカテゴリーを設け

まして、登録を要しなければ、使用基準の規制の

対象にならないカテゴリーを設けたんです。

では、全部外してしまつたらどうかというお話を

ございました。

ただ、人畜に安全な特定農業ではありますけれ

ども、特定農業と称して薬剤を販売するケースと

か、あるいは特定農業自身の品質の劣化や有害物

質の混入、こういうケースも考へられるために、

販売業者の届け出とか、虚偽の宣伝禁止の規制の

対象にする必要がございますので、その限りにお

いて農薬取締法の規制の対象になつておるという

ことでござりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○山口(わ)委員 私は、先ほどから、これは食品

安全、つまり、消費者の口に安全な食品を提供す

るために、そして消費者が安心で安全だというこ

とが担保されるためにこの法律をつくつたという

ふうに考へておらず、そのため農薬取締法の

改正もあるわけですね。

つまり、安全などという言葉が冠につくわけです

から、では、農薬として、特定農業として、さつ

き言つた酢ですか、米ぬかですか、お酒ですか

が非常に意図的に思つてしようがないわけで

では、こういうことを使って一生懸命有機農業で頑張っている人たちの有機農業は一体どうなるの、これも農薬だと言われて、では消費者の皆さんは農薬が入っているからそれは有機じゃないわとうふに言うのかという問題も極端ですけれども出てくるわけですね。ですから、こんな紛らわしいといいますか、だれが考えたって農薬とは考えられないようなものを特定農薬として扱う、この特定農薬というものを入れた理由、これを説明は要らないですから、説明は要らないんですが、その入れた理由がはつきりわからない。つまり、食品安全という立場に立つてこの今回の法案は改正されるわけですから、その食品安全という立場に立つて考えたら、やはりこれは私は非常におかしいというふうに思います。

食品安全省ですから生産する立場もあるですから、有機農業ですか地産地消に取り組む生産者やそして消費者の不安を解消するような努力も、農林水産省ですから生産する立場もあるわけですね。取り締まることもあるかもしれませんけれども、でも、生産者を応援する立場だつて多いわけです。リスク管理ばかりしていないで、やはりもつと生産を保障する努力も必要なわけですから、そういう点ではぜひ努力をしていただかないといけないと思います。

○須賀田政府参考人 重曹を重曹として売る、食酢を食酢として売る段には何の規制もありません。重曹を何とかの殺虫に効きますとか、何とかの除草に効きますとか、そういう農薬の効能をうたつて売るから、その限りにおいて規制の対象にしているわけです。常識で考えて、重曹を重曹として売つて、お使いください。その段には何の規制もありません。

○山口(わ)委員 どこまで行つても何か平行線ですけれども、私は、特定農薬を廃止していただきたい。これはやはり農薬取締法に入れてほしくない、そのことが非常に大切なふうに思つてますし、むしろ化学合成農薬の使用を削減する方に入れていただきたいと思います。

ですから、何か勘違いされてしまうような法案

の改正だけは、これはやはり目的に反するというふうに思つていますから、その辺をよろしくお願ひしたいと思いますし、農薬を取り締まるのは農林水産省は不向きじゃないかと私は思うんですね、生産する立場ですから。むしろ取り締まるのは環境省の方がいいんじゃないかなというくらいにちょっと思つてますが、これは答弁は要りますせん。

続きまして、きのうからずっと飼料の問題が出されていました。新聞もいっぱい出ていて、家畜飼料添加の抗生素質が成長の促進の効果がなかつたとかいろいろなことが出されています。答弁も随分聞きましたけれども、私はおかしくと思うのは、一九七七年に実験した結果が七年の三月にまとめられて、九一年の報告で、全く効果がなかつたといいますか、特に成長促進の目的一として添加していたことの意味がなかつたといふ報告があつたようですが、このときは非公開だというお話をなんですが、いつ公開になつたのか、その公開になつた年度を教えていただいて、これは発表されたのは、ついこの間の話ですよ。

この新聞報道によると五月の四日ということになつてますが、四日になつてわかつたということなどがどういうことなのか説明をしてください。これが発表されたのが五月七日です。この調査をして、報告したのは一九九一年の報告書になつているわけです。その当時は公開しなかつたというふうにさつき御答弁されましたよね。でも、今は公開されているわけですが、その公開されるようになつてからどうして今まで、今公開されるようになつたんですか、それと

この件は何か御質問がございました。当時、審議会へ出す資料として実験してもらつたのですから、審議会が非公開だったので、今みたいなホームページ制度もなかつたんですけれども、みずから公開するということは

なかつたわけでございますが、秘匿する意図はなくて、来られたらお見せするという状況に置いていたわけでございます。

今先生が言われましたのは、どこかが恐らく情けなくその決意をもう一回言つてください。報公開法に基づく公開請求をしたんでそういう日付になつておるんだと思うんです。審議会自体の公開は、たしか平成十三年に切りかえたと思いまので、そこからは公開扱いでございます。

いろいろ言われましたので、ホームページその他で、過去のものも含めてみずから公開する準備を今整えているところでございます。

○山口(わ)委員 成長促進に効果がなかつたということは、言いかえれば使っても使わなくても同じで、逆に言えば使わなくてもいいということになります。答弁も随分聞きましたけれども、私はおかしく思つて添加していたことの意味がなかつたといふ報告があつたようですが、このときは非公開だというお話をなんですが、いつ公開になつたのか、その公開になつた年度を教えていただいて、これは発表されたのは、ついこの間の話ですよ。

この新聞報道によると五月の四日ということになつてますが、四日になつてわかつたということがどういうことなのか説明をしてください。これが発表されたのが五月七日です。この調査をして、報告したのは一九九一年の報告書になつているわけです。その当時は公開しなかつたというふうにさつき御答弁されましたよね。でも、今は公開されているわけですが、その公開されるようになつてからどうして今まで、今公開されるようになつたんですか、それと

この件は何か御質問がございました。当時、審議会へ出す資料として実験してもらつたのですから、審議会が非公開だったので、今みたいなホームページ制度もなかつたんですけれども、みずから公開するということは、この改定だけは、これはやはり目的に反するというふうに思つていますから、その辺をよろしくお願ひしたいと思いますし、農薬を取り締まるのは農林水産省は不向きじゃないかと私は思うんですね、生産する立場ですから。むしろ取り締まるのは環境省の方がいいんじゃないかなというくらいにちょっと思つてますが、これは答弁は要りますせん。

続きまして、きのうからずっと飼料の問題が出されていました。新聞もいっぱい出ていて、家畜飼料添加の抗生素質が成長の促進の効果がなかつたとかいろいろなことが出されています。答弁も随分聞きましたけれども、私はおかしく思うのは、一九七七年に実験した結果が七年の三月にまとめられて、九一年の報告で、全く効果がなかつたといいますか、特に成長促進の目的一として添加していたことの意味がなかつたといふ報告があつたようですが、このときは非公開だというお話をなんですが、いつ公開になつたのか、その公開になつた年度を教えていただいて、これは発表されたのは、ついこの間の話ですよ。

この新聞報道によると五月の四日ということになつてますが、四日になつてわかつたということがどういうことなのか説明をしてください。これが発表されたのが五月七日です。この調査をして、報告したのは一九九一年の報告書になつているわけです。その当時は公開しなかつたというふうにさつき御答弁されましたよね。でも、今は公開されているわけですが、その公開されるようになつてからどうして今まで、今公開されるようになつたんですか、それと

この件は何か御質問がございました。当時、審議会へ出す資料として実験してもらつたのですから、審議会が非公開だったので、今みたいなホームページ制度もなかつたんですけれども、みずから公開するということは、この改定だけは、これはやはり目的に反するというふうに思つていますから、その辺をよろしくお願ひしたいと思いますし、農薬を取り締まるのは農林水産省は不向きじゃないかと私は思うんですね、生産する立場ですから。むしろ取り締まるのは環境省の方がいいんじゃないかなというくらいにちょっと思つてますが、これは答弁は要りますせん。

続きまして、設置法の問題ですけれども、今回、中央省庁の再編が行われるということで、これも食品安全を担保するために省庁の再編が行われるというふうに考えております。(発言する者あり)

いろいろあると思うんですが、いろいろ今度はたくさん出てくると思うんですけども、食糧庁の組織の廃止ですか定員の改正ですか、定員が十人間になり、三千人も減るというふうなことになっても出てきているわけですから、この問題といいますのは、平成十一年に中央省庁等改革関連法案ですか、それが出されたときの中央省庁のつまり合理化案ですね、合理化案とは全く関係がないんですか。

○山口(わ)委員 では、後で一括で大臣答弁で。

続きまして、設置法の問題ですけれども、今回、中央省庁の再編が行われるということで、これも食品安全を担保するために省庁の再編が行われるというふうに考えております。(発言する者あり)

いろいろあると思うんですが、いろいろ今度はたくさん出てくると思うんですけども、食糧庁の組織の廃止ですか定員の改正ですか、定員が十人間になり、三千人も減るというふうなことになっても出てきているわけですから、この問題といいますのは、平成十一年に中央省庁等改革関連法案ですか、それが出されたときの中央省庁のつまり合理化案ですね、合理化案とは全く関係がないんですか。

○田原政府参考人 お答えいたしました。

十三年一月に発足しました現在の中央省庁再編、一府十一省庁体制ですか、その際は、例えば各省庁一局削減をするというふうなことで、農林水産省自体、局数の削減等は行つております。

今回のこの設置法、組織改正ということは、昨年六月、食品安全に関します関係閣僚会議におきまして結論、すなわち、食品安全行政に関しましては消費者の健康保護を最優先にいたしまして、リスク分析手法を導入しながら内閣府に食品安全委員会を設ける。

ただし、この安全委員会を設けるということは、行政組織的には膨らむ部分があるわけでございま

すので、スクランプ・アンド・ビルド、行政の肥大化防止の観点からスクランプ・アンド・ビルドを貫徹しなければいけないということで、かわりに食糧庁組織の廃止など既存組織の見直しを行うよう、こういう指摘があつたものですから、それを受けて今回こうした組織の再編を行わさせてもらつて、こういうものでございます。

○山口(わ)委員 そうしますと、平成十一年度に法案が可決されている中央省庁の改革、縮小、ここで決まったことはそのままやつていく中で、たまたまBSE問題が出てきて食品安全委員会がつくられるとか、そんな問題がたくさん出てきたのでも、それにプラスしたというふうに考えればいいわけですか。それとも減らしたんですか。

○田原政府参考人 十三年一月に発足しました中央省庁再編下の体制、これは先ほど申しましたけれども、それまでの体制に比べますと、局の削減ですとかそれなりの行政の効率化ということが図られているわけでございますが、BSEの問題は、御案内のとおり、一昨年の九月に我が国で初めて発生した、その後の新しい情勢を踏まえまして、行政ニーズが新たな部分が出てきた、それを踏まえてさらに改編したということをございます。

○山口(わ)委員 私がお聞きしたかったのは、これだけの問題を起こして、そして、やはり行政の対応が悪かつたということはつきりしてきたわけですね。しかも、これから食品安全庁もつくり、さまざまな施策をしていかなければいけない中で、一体どのくらいの人間が必要で、どのくらいの組織がきつつなければ本当に国民の安全が守られないか、そのために何人かということが、正直言いまして出てきてないんですね。

もちろん、スクランプ・アンド・ビルドというのもありきじやないと思うんですよ。つまり、もともとスクランプ・アンド・ビルドがあつて、だ

から、BSEが出てきたけれども、それに従つて、やはり減らすところは減らして、ふやすところはふやすというのは、全く理由にならないと私は思っています。必要なところにどう人員を配置していくのか、そのためには食品の安全がどう守られるのか。先ほどから随分御意見が出てますけれども、やはり検査だって不十分じゃないですか。BSEの原因だってわかつてないじゃないですか。いつまでたつたらわかるんですか。

○山口(わ)委員 やはり、そういう意味では、人員が足りないんじゃないかと私は思っています。必要なところに必要な人員が行っていない、だから十分な跡調査もできない、食品の検査もできない、そういう問題がたくさんある中で、何でスクランプ・アンド・ビルドという言葉が出てくるのか、私は非常に理解に苦しむんです。

必要なところは必要、ちゃんと手当てをしながら、必要なところは必要、ちゃんと手当てをしないべきやいけないわけですよ。そのためには税金を払っている、国民党は税金を払っているわけでありますから。安心、安全をどう買うか、そのため農林水産省はどうあるべきかということは、やはりもうと説明をされていないと、今回のこの設置法ではほとんど説明が不十分です。

○山口(わ)委員 その点について、先ほどからの特定農業の問題、飼料の問題を含めて、大臣に決意をお願いします。

○亀井国務大臣 食品の安全性の確保、こういう視点で、いろいろな反省の上に、そして食品安全委員会が設置され、私ども、厚生労働省と緊密な連携のもとに、食品の安全性を確保するために、いろいろ厳しい条件下でありますけれども、最初に申し上げましたとおり、意識改革、そしてまた

○山口(わ)委員 国が生産調整から手を引くとともに、計画流通制度を廃止するなど、米の生産、流通、消費に対する国責を放棄する主要食糧法改正案を今国会に提出しております。

農林水産省設置法改正案は、一九九四年まで、食管制度を維持するため、そして、二〇〇一年の中央省庁再編に際しては、食料の安定供給の確保のための政策の立案機能を担うためとして体制面から支えてきた食糧庁、食糧事務所、食糧事務所支所の行政組織を、主要食糧法改正案の方向に合わせるためにこれを廃止するものであり、認めることはできません。

○小平委員長 これにて各案件に対する質疑は終局いたしました。

○小平委員長 この際、ただいま質疑を終局いたしました各案件に、去る八日に質疑を終局いたしました内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案並びに去る十三日に質疑を終局いたしました内閣提出、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案の各案を追加して議題といたします。

ただいま議題となつております各案件中、まず、内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

○松本善明君 討論の申し出がありますので、これを許します。

○松本(善)委員 松本善明君。これより採決に入ります。

○小平委員長 内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小平委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小平委員長 〔賛成者起立〕これより可決すべきものと決しました。

○小平委員長 次に、内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

○小平委員長 これより討論に入るのですが、その申出がありますので、直ちに採決に入ります。

○小平委員長 内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小平委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小平委員長 〔賛成者起立〕これより可決すべきものと決しました。

○小平委員長 次に、内閣提出、牛の個体識別法のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案について議事を進めます。

○小平委員長 この際、本案に対し、鮫島宗明君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の四会派共同提案による修

正案が提出されております。

○小平委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。山田正彦君。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達する特別措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○山田(正)委員 私は、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、我が国における牛海绵状脑症の発生にかんがみ、その蔓延を防止するための措置の実施の基礎とともに、牛の個体識別そのための情報の提供を促進することを目的として、牛個体識別台帳の作成、牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずることとしております。

我が国における牛肉流通を見ると、国産牛肉は約四割に至らず、輸入牛肉が六割以上を占める状況にあります。本法案の対象が国産牛肉に限られ、輸入牛肉について対象となっていないことから、実際に表示されるのは、国内に流通する牛肉類の約四分の一程度しか対象となりません。わざるを得ません。

本法案は、BSEの蔓延防止措置の実施の基礎とすることを目的として位置づけており、トレーサビリティーを活用することにより、国内においては、感染牛の所在の追跡調査も可能となります。政府は、輸入牛肉については、BSE清浄国からしか輸入が行われないことから、その安全性は確保されており、トレーサビリティーを求める必要はないとしております。

しかし、輸入牛肉については、病原性大腸菌O157や肥育ホルモン剤、成長ホルモン剤などさまざまなリスクが存在するおそれがあり、輸入牛肉にトレーサビリティーを導入することで、トレースが可能となります。

今国会に提出されている食品安全基本法案については、国産・輸入品を問わず、食品の安全性の

確保が図られるよう、国内外における食品供給行程の各段階における安全性の確保の措置が適切にとられるべきこととする基本理念の修正が本國において行われたところであります。

こうしたことから、我々は、食品安全基本法の修正の趣旨からしても、当然、輸入牛肉についても、国産牛肉と同等の安全性の確保と消費者に對する適切な情報の提供がなされるべきであると御説明申し上げます。

本法案は、お手元に配付したとおりございまして、内閣提出、牛の個体識別のための情報の管理及に対する適切な情報の提供がなされるべきであると對する基本理念の修正が本國において行われたところであります。

修正案は、お手元に配付したとおりございまして、内閣提出、牛の個体識別のための情報の管理及

わりました。

○小平委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。修正案の申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

正案について採決いたします。

まず、鮫島宗明君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、本案に對し、稻葉大和君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党的五会派共同提案による修正案並びに中林よし子君外一名から、日本共産党及び社会民主党・市民連合の二会派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。稻葉大和君。

第六に、特定輸入牛両台帳を作成、保存しなかつた者及び表示義務に係る命令に違反した者は、三

十万円以下の罰金に処することとしております。

〔本号末尾に掲載〕

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

○稻葉委員 私は、自由民主党、民主党・無所属

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

昨年の第百五十五臨時国会における農業取締法改正により、登録を受けていない非農耕地用除草剤の農薬としての販売、農作物への使用を禁止しました。

しかししながら、現在のところ、小売段階では、農薬として使用ができない旨の明確な表示もなく、農耕地での誤用、流用も可能となるような販売がなされており、農薬の適正使用の確保が十分でない状況にあります。

こうした中で、国民の食に対する信頼を回復す

るため、農薬として使用されるおそれのある除草剤が誤って農作物の生産に使用されることを未然に防止する観点から、除草剤の販売段階において厳格な規制を行うことが課題となっております。

このため、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示義務、表示義務の違反者に対する勸告及び命令等所要の措置を講ずる修正を行いう必要がありますと考へます。

また、先般、今国会に提出されている食品安全基本法について、国産・輸入品を問わず、食品安全の安全性の確保が図られるよう、国内外における食品供給行程の各段階における安全性の確保の措置が適切にとられるべきこととする基本理念の修正が行われたところであります。

こうしたことから、食品安全基本法に対する

修正の趣旨に沿い、生産資材についてもその安全性を確保し、安全、安心な農畜水産物の生産が図られるよう、修正を行う必要があると考えます。

以上の点から、本修正案を提出することとした

次第であります。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。まず、除草剤の販売段階での規制に関する修正について御説明申し上げます。

第一に、農薬以外の除草剤を販売する者は、それを販売する場合、その容器等に、農薬として使

用することができない旨の表示をしなければなら

○小平委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終

ないこととしております。

第二に、除草剤の小売を業として行う者は、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならないこととしております。

第三に、農林水産大臣は、除草剤を販売する者が表示義務を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるることとともに、正当な理由なくしてその勧告に係る措置をとらなかつた場合には、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしております。

第四に、違反行為に対する抑止力の確保のため、表示義務に係る命令に違反した者は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処することとしております。

次に、生産資材の安全性の確保に係る修正では、肥料、動物用医薬品、農薬等の生産資材の生産または製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程のあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、農林水産大臣は、これらの資材の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加することとしております。

以上、何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○小平委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法

〔本号末尾に掲載〕

○菅野委員 私は、日本共産党、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました食品の安全性の確保のための農林水産省関係法の整備に関する法律案に対する修正案について、その提案理由及び内容の概要を説明いたしました。農業取締法の一部改正についてであります。

昨年の臨時国会で農業取締法の一部改正が行われました。全会一致です。この改正は、ブリクトラン、ダイホルタン、ナフサク等の無登録農薬が全国で販売、使用されていた実態を踏まえ、無登録農薬の水際での監視強化、無登録農薬の使用禁止、罰則の強化などを図るものだと理解しております。

特定農薬とは、農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないもので、現在は重曹、食酢、現地で生息する天敵が指定されております。

しかし、人間が日常口にしているものをわざわざ農薬として指定しなければならないのでしょうか。

こうした問題が起こるのは、そもそも農業の定義が極めて広く、あいまいだからであり、農業取締法における農薬の定義を見直すべきであります。

修正案は、農業の自然環境機能の維持及び増進を図るために化学的に合成された薬剤を使用しない方法により農作物を生産する場合において用いられる薬剤を有機農法用薬剤として農林水産大臣、環境大臣が指定するものを農業取締法の定義から外し、これによって有機農業や地産地消に取り組む生産者や消費者の不安を解消するものであります。あわせて、登録された農薬の試験成績の公表を義務づけるとともに、リスクコミュニケーションの規定も明記したところでございます。

何とぞ委員各位の賛同をいただきますようお願ひ申込みました。

○小平委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法の整備に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

内閣提出、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、中林よし子君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、稻葉大和君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○小平委員長 次に、内閣提出、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、稻葉大和君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党的六会派共同提案による修正案並びに中林よし子君外一名から、日本共産党提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。齊藤淳君。

○齊藤(淳)委員 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○小平委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付するのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○齊藤(淳)委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党的六会派共同提案による修正案並びに中林よし子君外一名から、日本共産党提案による修正案がそれぞれ提出されております。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申上げます。

○小平委員長 次に、中林よし子君。

○齊藤(淳)委員 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表して、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

我が国の飼料等の現状を見ると、純国内産飼料自給率は二五%と極めて低く、特に、中小家畜の飼料である濃厚飼料は、その約九割を輸入に依存せざるを得ない状況にあります。このような中で、近年、口蹄疫やBSEが発生し、その原因が海外からの輸入飼料等によりもたらされたと見られることがありますから、輸入飼料等についての安全性の確保が求められています。

一方、今国会に提出されている食品安全基本法案については、国産・輸入品を問わず、食品安全の確保が図られるよう、国内外における食品安全供給行程の各段階における安全性の確保の措置が適切にとられるべきこととする基本理念の修正が行われたところであります。

こうしたことから、食品安全基本法案に対する修正の趣旨に沿い、生産資材である飼料等についてもその安全性を確保し、安全、安心な畜水産物の生産が図られるよう、本修正案を提出することとした次第であります。

修正案は、お手元に配付したとおりでございまして、飼料等の製造から販売及び使用に至る一連の国内の内外における行程のあらゆる要素が食品安全に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、農林水産大臣は、飼料等の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ旨の規定を追加することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申上げます。

○小平委員長 次に、中林よし子君。

○齊藤(淳)委員 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、適正な品質管理を行う特定飼料等の製造業者に対する登録制度の導入に係る改正規定を削除するものです。

特定飼料等の検定制度は、現行制度の中では唯一、農水省が安全に万全を期す必要があると指定した飼料、飼料添加物を輸入、製造の都度工場や輸入港でとめ置き、流通前に安全性を確認することができる制度です。

本法案により、特定飼料等製造業者に対する登録制度を設けることは、飼料等の安全確保のために設けられた検定制度を実質的に空洞化させることになるものです。

農水省は、年平均二回程度の立入検査を登録特定飼料等製造業者にも行うことで安全を担保できることとしています。しかし、約三千カ所の検査対象事業所に対し、肥飼料検査所で飼料の検査に係る職員数は二〇〇二年度六十二人しかおらず、安全を担保する年二回の立入検査の実施が十分に行われるか、危惧せざるを得ません。

食品の安全、安心を確実なものにするために、飼料の安全確保が不可欠であることは言うまでもなく、特定飼料については従来どおり検定を義務づけることが必要であると考えます。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、日本共産党の修正案の概要及び提案理由を終わります。

○小平委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○小平委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付するのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、飼料の安全性の確保及び品質の改善

に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに對する両修正案について採決いたします。

まず、中林よし子君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、稻葉大和君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本修正案は可決すべきものと決しました。

○小平委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたしました。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本修正案は可決すべきものと決しました。

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

一 国内外における食品供給行程のあらゆる要素が安全性の確保に影響を及ぼすおそれがあることから、輸出国におけるリスク

分析の状況や食品事故に関する情報収集等に努めるとともに、輸入農林水産物等については、国内産品と同等の安全が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること。

二 食品安全管理行政を一体的に推進するため、国における関係機関の有機的連携を確保するとともに、国と地方との適切な役割分担の下、生産者・事業者に対する指導・監視や情報の共有化等リスク管理を的確に実施できる体制を整備すること。

○小平委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、金田英行君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共产党、社会民主党・市民連合及び保守新党の七会派共同提案による食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。白保台一君。

○白保委員 私は、自由民主党、民主党・無所属

クラブ、公明党、自由党、日本共产党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表して、食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

食品安全性確保に係る農林水産関係法の運用に関する件(案)

牛海綿状脳症の発生を契機とし、食品の安全性の確保に向けた取組みを確実なものとしていくことが重要な課題となつており、今国会で審査されている食品安全基本法案においては、リスク分析手法を導入するとともに、国内外における生産から販売に至る一連の食品供給行程における安全性の確保が基本理念とされているところである。

よって政府は、食品安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に当たっては、国民の生命と健康の保護を最優先として、左記事項の実現に努め、もつて「食」の安全と安心が図られるよう万全を期すべきである。

一 国内外における食品供給行程のあらゆる要素が安全性の確保に影響を及ぼすおそれがあることから、輸出国におけるリスク分析の状況や食品事故に関する情報収集等に努めるとともに、輸入農林水産物等については、国内産品と同等の安全が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること。

二 食品安全管理行政を一体的に推進するため、国における関係機関の有機的連携を確保するとともに、国と地方との適切な役割分担の下、生産者・事業者に対する指導・監視や情報の共有化等リスク管理を的確に実施できる体制を整備すること。

三 国産牛肉のトレーサビリティシステムについて、円滑かつ確実に実施するため、関係者への周知徹底を行うとともに、生産者・事業者に過度の経済的負担等が生じないよう必要な支援措置を講じること。

また、輸入牛肉を含むその他の食品のトレーサビリティシステムについては、各食品の特性や流通実態等を踏まえ、「食」の安全と安心に対する消費者のニーズに対応できるよう、その導入の推進を図ること。

四 生産資材の安全性の確保及び使用の適正化が図られるよう、使用基準等の遵守、生産者による使用状況の記帳等の指導を徹底するとともに、使用実態等の調査体制を強化すること。

また、食品安全に關する不測の事態に的確に対処できるよう、情報の収集・分析・提供体制を強化するとともに、危機が発生した場合の関係機関の連携・対応等に関するマニュアルを整備し、販売禁止・回収命令等が迅速かつ適切に行われるよう努めること。

五 HACCP手法の導入に当たっては、中小零細企業が大宗を占める我が国食品製造業の実情に十分配慮し、関係事業者に対する啓発、人材の育成、施設の整備等につき支援措置を

講すること。

また、食品製造業へのHACCP手法の導

入と併せ、生産から流通、消費に至る各段階

における食品の衛生・品質管理の促進に努め

ること。

六 「食」の安全と安心が将来にわたって確保

されるよう、法律の施行状況、社会経済情勢

の変化等を勘案しつつ、食品安全に係る制度

や体制について、消費者の視点に立つて適切

な運営に努めるとともに、必要に応じて所要

の見直しを行うこと。

右決議する。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過

程等を通じて委員各位の御承知のところと思いま

すので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し

上げます。

○小平委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、そのように決

しました。

この際、ただいまの決議につきまして農林水産

大臣から発言を求められておりませんので、これを

許します。農林水産大臣亀善之君。

○龜井国務大臣 ただいまは法案等を可決いただ

きました。ありがとうございます。

委員会決議につきましては、その趣旨を尊重し、

今後最善の努力をいたしてまいります。

○小平委員長 お詫びいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当

局への参考送付の手続につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記

録をし、又は特定輸入牛肉台帳を保存しな

かつた者

第二十三条を第二十八条とする。

「第六章 罰則」を削る。

第二十二条を第二十七条とし、同条の次に次の

章名を付する。

第七章 罰則

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二

十五条とする。

第十九条第六項中「第三項」を「第四項」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三

項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、

同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同

項を同条第五項とし、同条第三項中「特定牛肉若

しくは特定輸入牛肉又は特定料理若しくは特定

輸入牛肉料理」を「特定牛肉若しくは特定輸入牛

肉若しくは特定料理若しくは特定輸入牛肉料理」に改め、同項の次に次の二項を加

える。

4 農林水産大臣は、この法律を施行するため必

要があると認めるときは、特定輸入牛肉輸入者

に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当

該特定輸入牛肉輸入者の事務所、事業場その他

の場所に立ち入り、特定輸入牛肉台帳、帳簿、

書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者

に質問させることができる。

第十九条を第二十四条とする。

「第五章 罰則」を削る。

第十八条第二項中「又は第四項」を「若しくは

第四項、第十八条第一項、第二項若しくは第四項

又は第十九条」に改め、同条第三項中「又は」を

「若しくは」に改め、「第四項」の下に「又は第二

十条第一項若しくは同条第二項において読み替え

て準用する第十八条第二項若しくは第四項」を加

え、同条を第二十三条とする。

第十七条中「又は特定料理」を「特定輸入牛

肉の販売又は特定料理若しくは特定輸入牛肉料
理」に改め、同条を第二十二条とする。

第十六条第一項中「限る。」の下に「第二十条
第一項を除き、」を加え、同条の次に次の二章及
び章名を加える。

「第五章 輸入された牛肉に関する措置

（特定輸入牛肉輸入者による特定輸入牛肉台帳
の作成等）

第十七条 特定輸入牛肉を輸入する者（以下「特

定輸入牛肉輸入者」という。）は、農林水産省
令で定めるところにより、特定輸入牛肉台帳（磁

気ディスクをもつて調製するものを含む。以下「特

同じ。）を作成し、当該台帳に特定輸入牛肉ご
とに次に掲げる事項を記載し、又は記録し、こ
れを保存しなければならない。

一 指定国等の名称

二 当該指定国等の制度における個体識別番号
に相当する番号又は記号

三 特定輸入牛肉の輸入の年月日

四 その他農林水産省令で定める事項
(販売業者による特定輸入牛肉に係る表示)

第十八条 販売業者は、特定輸入牛肉の販売をす
るときは、農林水産省令で定めるところにより、
当該特定輸入牛肉若しくはその容器、包装若し
くは送り状又はその店舗の見やすい場所に、當
該特定輸入牛肉輸入者の氏名又は名称及び住所
並びに前条第一号及び第二号に掲げる事項（以
下「特定輸入牛肉表示事項」という。）を表示
しなければならない。

2 前項の場合においては、販売業者は、一の特
定輸入牛肉について一の特定輸入牛肉表示事項
を表示しなければならない。ただし、次に掲げ
る要件のいずれにも該当する特定輸入牛肉の販
売をするときは、一の特定輸入牛肉について二
以上の特定輸入牛肉表示事項を表示することが
できる。

一 いづれの牛から得られたものであるかを識
別することが困難な特定輸入牛肉であるこ
と。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定輸入牛肉であること。

3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、特定輸入牛肉表示事項の表示に代えて、特定輸入牛肉荷口番号（特定輸入牛肉表示事項以外の番号又は記号）で特定輸入牛肉表示事項に対応するものをい

う。（以下同じ。）を表示することができる。

4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定輸入牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該特定輸入牛肉荷口番号に対応する特定輸入牛肉表示事項を明らかにしなければならない。

牛の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該特定輸入牛肉荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

（販売業者による輸入牛肉に係る表示）

第十九条 販売業者は、輸入牛肉（食用に供される輸入された牛肉のうち特定輸入牛肉以外のもの）をいう。以下同じ。）の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該輸入牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又は（特定料理提供業者による特定輸入牛肉料理に係る表示）

第二十条 特定料理提供業者は、特定輸入牛丼料理（特定料理のうち特定輸入牛肉を主たる材料とするものをいう。以下同じ。）の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定輸入牛肉料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定輸入牛丼料理の主たる材料である特定輸入牛肉に係る特定輸入牛肉表示事項を表示しなければならない。

2 第十八条第一項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、

同条第二項中「販売業者」とあるのは、「特定料理提供業者」と、「の特定輸入牛肉」とあるのは、「の特定輸入牛肉料理」と、「特定輸入牛肉の販売」とあるのは、「特定輸入牛肉を主たる材料とする特定輸入牛肉料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのは、「特定料理提供業者」と、同条第四項中「販売業者」とあ

るものは、「特定料理提供業者」と、「当該特定輸入牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは、「当該特定輸入牛肉料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

（農林水産省令への委任）

第二十二条 この章に規定するもののほか、特定輸入牛肉台帳、特定輸入牛肉に係る表示、輸入牛肉に係る表示及び特定輸入牛肉料理に係る表示に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

第六章 雜則

附則第一条中「第十九条第三項」を「第五章、

第四項」に、「第二十三条第三項及び

第六号」に、「第十九条第三項」を「第二十三

条第三号」に、「第十八条第四項」を「第二十三

条第四項」に、「及び第五号」を「第五号及び

第六号」に、「第十九条第三項」を「第二十四

条第三項及び第四項」に改める。

附則第八条中「第二十条」を「第二十五条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則七条とし、附則第五条を附則六条とする。

附則第四条中「第四章」の下に「第二十二条及び第二十三条」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第五条 附則第一条ただし書に規定する日前に輸入された牛肉については、第五章、第二十二条及び第二十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む）は、適用しない。

（食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する修正案
(稲葉大和君外四名提出)

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条 農薬取締法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第四条 農薬取締法の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の二条を加える。

（除草剤を農薬として使用することができない旨の表示）

第十条の三 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草用に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるもの）をいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしてなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

（肥料等の安全性の確保のための措置）

第十三条の四中「第十三条第一項」を「第十

条の四、第十三条第一項」に改める。

第十六条の三中「又は」を「若しくは」に改め、「農薬又は除草剤」に改める。

第十三条の三中「並びに」の下に「第十条の四及び」を加える。

第十三条の四中「第十三条第一項」を「第十

条の四、第十三条第一項」に改める。

第十六条の三中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は除草剤を輸出するため」に販売する場合を加える。

第十七条の三号中「第九条の二」の下に「又は第十九条の四第二項」を加える。

第十九条第一号中「第三号」の下に「（第九条の二に係る部分に限る。）を加える。

本則に次の二条を加える。

（肥料等の安全性の確保のための措置）

第六条 農林水産大臣は、肥料、動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬の生産又は製造から販売及び使用に至る一連の国内の内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、肥料、動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則第一条中「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」を改正する法律に改め、「遅い日から」の下に「、第

四条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から」を加える。

附則第二条中「この法律による」を「第一条から第五条までの規定による」に改める。

附則第三条中「第四条」を「第五条」に改める。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

(中林よし子君外一名提出)

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条中農業取締法第九条の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第一条の二第一項に次のただし書きを加える。
ただし、農業の自然循環機能の維持及び増進を図るため化学的に合成された薬剤を使用しない方法により農産物を生産する場合において用いられる薬剤(農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるものを除く。)として農林水産大臣及び環境大臣が指定するもの(以下「有機農法用薬剤」という。)を除く。

第一条の二第二項中「天敵」の下に「農林水产大臣及び環境大臣が指定する昆虫等であつて、これを使用する場所と同一の都道府県内(農林水産大臣及び環境大臣が定める離島にあつては、当該離島内)で採取されたものを除く。」

第六条の七の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、第二条第一項の登録をして、又は第六条の三第一項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該登録に係る農業の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三条中農業取締法第十四条の改正規定の次に次のように加える。

第十五条の六の次に次の二条を加える。
(意見の提出等)

第十五条の七 何人も、環境大臣に対し、環境省令で定める手続に従い、第三条第二項(第十五の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境大臣が定める基準に関する意見を提出することができる。

環境大臣は、前項に規定する意見の提出があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、当該基準の変更を行うための措置その他の必要な措置をとらなければならない。

第十五条の八 何人も、農林水産大臣又は環境大臣に対し、農林水産省令・環境省令で定める手続に従い、第十二条第一項の農林水産大臣及び環境大臣が定める基準に関する意見を提出することができる。

2 農林水産大臣又は環境大臣は、前項に規定する意見の提出があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、当該基準の変更を行うための措置その他の必要な措置をとらなければならない。

農林水産大臣又は環境大臣は、前項に規定する意見の提出があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、当該基準の変更を行うための措置その他の必要な措置をとらなければならない。

第十六条第二項中「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第三項中「環境大臣は、」の下に「第一条の二第一項の規定により有機農法用薬剤を指定し、若しくは変更しようとするとき、」を加える。

附則第十三条のうち食品安全基本法第二十四条第一項の改正規定中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第二号中「農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)」の下に「第一条の二第一項の規定により有機農法用薬剤を指定し、若たとき、又は第六条の三第一項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該登録の中の農業の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。第三条中農業取締法第十四条の改正規定の次に次のように加える。

第十五条の六の次に次の二条を加える。

題名を次のように改める。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律

本則を本則第一条とし、同条に見出しとして

「(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)」を付し、同条の次に次の二

項を加える。

2 検査所以外の者は、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包装に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二条 農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあること(かんがみ)、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則第二条及び第四条第一項中「この法律による」を「第一条の規定による」に改める。

附則第七条第一項から第四項までの規定中「飼料の安全部の確保及び品質の改善に関する法律による」を「第一条の規定による」に改める。

め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は前条第一項の農林水産大臣が指定した者」を削り、「同項」を「前条第一項」に、「場合でなければ」を「ときは」に、「付しては」を「付さなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 検査所以外の者は、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包装に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二条 農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあること(かんがみ)、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則第二条及び第四条第一項中「(付しては)」を削り、「(付しては)」を「(付さなければ)」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二

項を加える。

2 検査所以外の者は、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包装に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二条 農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあること(かんがみ)、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

第五条の二を削る。

第六条を次のように改める。

(規格設定飼料製造業者の登録)

第六条 規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする規格設定飼料製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

1 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 規格設定飼料の種類

3 当該規格設定飼料を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該規格設定飼料の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「規格設定飼料製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該規格設定飼料の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「規格設定飼料検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該規格設定飼料の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの(以下「規格検査規程」という。)、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした規格設定飼料

製造業者は、当該事業場における規格設定飼料製造設備、規格設定飼料検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第六条の四第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

第六条の次に次の十五条を加える。

(欠格条項)

第六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

二 第六条の十二又は第六条の十六第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に前号のいずれかに該当する者があるもの(登録の基準)

第六条の三 農林水産大臣は、第六条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めると、登録をしなければならない。

一 規格設定飼料製造設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 規格設定飼料検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。

四 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が規格設定飼料の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

五 規格設定飼料検査規程で定める規格設定飼料の検査の方法が第四条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

六 当該規格設定飼料の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの(以下「規格検査規程」という。)、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

第六条の四 規格設定飼料製造業者は、第六条の四第二項及び第六条の二から第六条の四までの規定は、第一項の変更登録に準用する。

この場合において、第六条第四項中「規格設定飼料製造設備、規格設定飼料検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、検査所の行う調査を受けることができる。

2 検査所は、前項の調査をした事業場における規格設定飼料製造設備、規格設定飼料検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織の組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第四条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

第六条の五 第六条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第六条第二項から第四項までの規定及び第六条の二から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(規格設定飼料製造業者登録簿)

第六条の六 農林水産大臣は、第六条第一項の登録を受けた規格設定飼料製造業者(以下「登録規格設定飼料製造業者」という。)について、規格設定飼料製造業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第六条第二項第一号から第三号までに掲げるる事項

(変更登録等)

第六条の七 登録規格設定飼料製造業者は、第六条第二項第四号から第六号までに掲げる事項又は規格設定飼料検査規程を変更しようとするときは、農林水産大臣の変更登録を受けなければならぬ。

3 第六条の八 登録規格設定飼料製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、廃止なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を規格設定飼料製造業者登録簿に登録するものとする。

4 登録規格設定飼料製造業者は、第六条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、廃止なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

6 第六条の九 登録規格設定飼料製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、當該登録は、その効力を失う。

7 第六条の十 登録規格設定飼料製造業者は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

(改善命令)

第六条の十一 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録規格設定飼料製造業者に対し、規格設定飼料製造設備若しくは規格設定飼料検査設備の修理又は改造、製造管理及び品質管理の方

は、農林水産省令で定める。

第十二条第一号中「農林水産省令で定める機械器具その他の設備」を「分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計」に改め、同条第二号中「農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する」を「次のいずれかに該当する」に、「数が農林水産省令で定める数」を「人數が検定を行う事業所ごとに二名」に改め、同号に次のように加える。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

第十二条第三号を次のように改める。

三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、規格設定飼料製造業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める規格設定飼料製造業者の役員又は職員（過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、規格設定飼料製造業

者の役員又は職員（過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第十二条第四号から第六号までを削り、同条に次の一項を加える。

2 第四条第一項の登録は、検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 登録を受けた者が検定を行なう事業所の所在地

三 登録を受けた者が検定を行なう事業所の所在

第十二条の次に次の二条を加える。

(登録の更新)

第十二条の二 第四条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十三条第一項中「第一条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第四条第一項の登録」に、「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「行うべき」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録検定機関は、公正に、かつ、第四条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行なわなければならない。

第十四条の見出しを「事業所の変更の届出」に改め、同条中「指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその」を「登録検定機関は、検定を行なう事業所の」に改め、「その設置し、廃止し、又は」を削る。

第十五条第一項中「指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め」を「登録検定機関は、検定の業務に関する規程（以下「業務規程」といふ。）を定め、検定の業務の開始前に」に、「変更

した」を「変更しようとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、検定の実施方法、検定に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

第十五条の二から第十五条の四までを次のよう改める。

（業務の休廃止）

第十五条の二 登録検定機関は、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十五条の三 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

3 第十五条の六第四号中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第四条第一項の登録又はその更新」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十五条第二項又は前条」を「前二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

二 正当な理由がないのに第十五条の三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十五条の七中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、第四章中同条の次に次の二号を加える。

（改善命令）

第十五条の五の二 農林水産大臣は、登録検定機関が第十三条の規定に違反していると認めたときは、その登録検定機関に対し、検定を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に關するべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十五条の六の見出しを「（登録の取消し等）

二 第十四条、第十五条、第十五条の二、第十五十五条の三第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第十五条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十四条、第十五条、第十五条の二、第十五十五条の三第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第十五条の六第四号中「第二条の四第一項又は第四条第一項の指定」を「第四条第一項の登録又はその更新」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十五条第二項又は前条」を「前二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

二 正当な理由がないのに第十五条の三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十五条の七中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、第四章中同条の次に次の二号を加える。

（農林水産大臣による検定業務の実施）

第十五条の八 農林水産大臣は、第四条第一項の

登録を受ける者がいないとき、第十五条の二の規定による検定の業務の全部又は一部の休止又是廃止の届出があつたとき、第十五条の六の規定により第四条第一項の登録を取り消し、又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検定の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 農林水産大臣が前項の規定により検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検定の業務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(飼料等の輸入の届出)

第十八条の二 外国における生産地の事情その他の事情からみて次に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第二条の二第一項の規定により定められた基準に合わない方法により製造された飼料又は飼料添加物

二 第二条の二第二項の規定により定められた規格に合わない飼料又は飼料添加物

三 第二条の六第一号から第三号までに掲げる飼料又は飼料添加物

2 第二条の二第二項の規定は、前項の指定について準用する。

第十九条の二中「検定」を「第一条の四第一項の検定」に改め、同条第六号を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第三号とし、同条第一号の次に次の三

号を加える。

二 第四条第一項、第六条第一項又は第六条の十五第一項の登録をしたとき。

三 第六条の七第四項(第六条の十五第三項において準用する場合を含む)、第六条の八

(第六条の十五第三項において準用する場合を含む)、第六条の二の規定による届出があつたとき。

四 第六条の十二又は第六条の十六第一項の規定により登録を取り消したとき。

五 第十九条の三第七号中「指定」を「第四条第一項の登録」に、「検定」を「同条前段の検定」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第十五条の八第一項の規定により農林水産大臣が第四条第一項前段の検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又

は自ら行っていた同項前段の検定の業務の全

部若しくは一部を行わないこととするとき。

九 第二十条第四項及び第二十一条第四項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

2 第四条第一項、第六条第一項若しくは第六条の十五第一項の登録若しくはその更新又は第六条の七第一項(第六条の十五第三項において準用する場合を含む)の変更登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 第六条の四第一項(第六条の五第二項(第六条の十五第三項において準用する場合を含む)、第六条の七第三項(第六条の十五第三項において準用する場合を含む)、第六条の十五第三項において準用する場合を含む)及び第六条の十五第三項において準用する場合を含む)の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

4 規格設定飼料製造業者登録簿、外国規格設定飼料製造業者登録簿又は検定機関登録簿(次項において「規格設定飼料製造業者登録簿等」という。)の賃本の交付を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 規格設定飼料製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

六 第二十四条第一項中「第五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七条の五第一項若しくは第二項の規定による処分、第十五条の六」を「第六条の十二、第六条の十六第一項又は第六」を「第六条の十二、第六条の十六第一項又は第十五条の六」に、「指定の取消し」を「処分」に改める。

三 第三十一条中「第二十七条、第二十八条又は第三十条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対する当該各号に定める罰金刑を、

臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならぬ。

第二十三条第一項中「検定を」を「第二条の四第一項の検定を」に改め、「(指定検定機関の検定を受けようとする場合にあつては、当該指定検定機関)を削り、同条第二項」を「第一項及び第三項」に改め、「(指定検定機関に納付されたものは、当該指定検定機関)を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

三 第二条の七の規定による命令に違反した者に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「第七条の六」を「第七条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「第七条の六」を「第七条」に改め、同号を同条第五号とし、同号を同条第七号とする。

三 第二十八条の二を削る。

三 第二十九条中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第六条第一項」を「第五条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第二号とする。

三 第三十条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「命令に対し」を削り、同号を同条第三号とし、同号を同条第一号とし、同号を同条第四号を削り、同号を同条第五号を同条第二号とする。

三 第二十九条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号を同条第三号とし、同号を同条第二号とする。

その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十七条第一号（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。）、第二号（飼料の使用に係る場合を除く。）又は第三号 一

億円以下の罰金刑

二 第二十七条第一号（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合に限る。）若しくは第二号（飼料の使用に係る場合に限る。）、第二十

八条又は第三十条 各本条の罰金刑

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 第十五条の三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第三条中「第二十七条第一項」を「第四条第一項」に、「第四十条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

附則第五条中「第五条第一項本文」を「第二条の四第一項本文」に改める。

附則第六条中「第二十七条第一項」を「第四条第一項」に、「第三十四条」を「第十条」に改める。

附則第七条第一項中「第二十九条第一項」を「第六条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第六条の十五第一項」に、「第二十七条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三項中「第二十八条第一項ただし書」を「第五条第一項ただし書」に、「次条第二項」を「第六条の十」に、「第三十条第二項」を「第六条の十五第二項」に改め、同条第四項中「第三十一条ただし書」を「第七条ただし書」に改める。

附則第十二条を削る。

附則第十三条中独立行政法人肥飼料検査所法第十条第二項第二号の改正規定を削り、同条を附則第十二条とする。

附則第十四条を削る。

附則第十五条のうち食品安全基本法第二十四条第一項第五号の改正規定中「第一条の二第一項」

を「第三条第一項」に、「第二条の六の規定による」及び「第二十三条の規定による」を削り、同条を附則第十三条とする。